

# 小金井市国土強靱化地域計画

## 案

令和4年3月

小金井市



## 目次

1章	計画の基本的事項.....	1
1.1	策定の趣旨 .....	1
1.2	計画の位置づけ .....	1
1.3	計画の体系 .....	2
1.4	地域防災計画との関係 .....	3
1.5	計画の期間 .....	4
1.6	市の自然的条件.....	4
1.7	市の社会的条件.....	6
2章	基本的な考え方 .....	13
2.1	想定リスク.....	13
2.2	目指すべき将来の地域の姿 .....	18
2.3	基本目標 .....	18
2.4	事前に備えるべき目標 .....	18
2.5	国土強靱化を推進する上での基本的な方針.....	19
3章	脆弱性評価 .....	21
3.1	脆弱性評価の考え方 .....	21
3.2	リスクシナリオの設定 .....	22
3.3	脆弱性評価の結果.....	23
4章	施策の推進方針 .....	24
1	直接死を最大限防ぐ .....	25
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	53
3	必要不可欠な行政機能は確保する.....	79
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	82
5	経済活動を機能不全に陥らせない .....	85
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる .....	89
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	92
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	97
5章	計画の推進 .....	101
5.1	進捗管理 .....	101
5.2	計画の見直し.....	101
別紙1	施策一覧.....	102
別紙2	重要業績指標(KPI) .....	117
別紙3	個別の事業 .....	123



# 1章 計画の基本的事項

## 1.1 策定の趣旨

我が国は、東日本大震災において、未曾有の大災害を経験した。この教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えるため、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を基本理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年 12 月 11 日)」(以下「基本法」という。)が制定された。平成 26 年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、平成 30 年 12 月には近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ基本計画の変更が行われるなど、政府による強靱な国づくりが進められている。

都では、平成 28 年1月に「東京都国土強靱化地域計画」が策定されており、東京における国土強靱化施策を着実に推進していくこととしている。

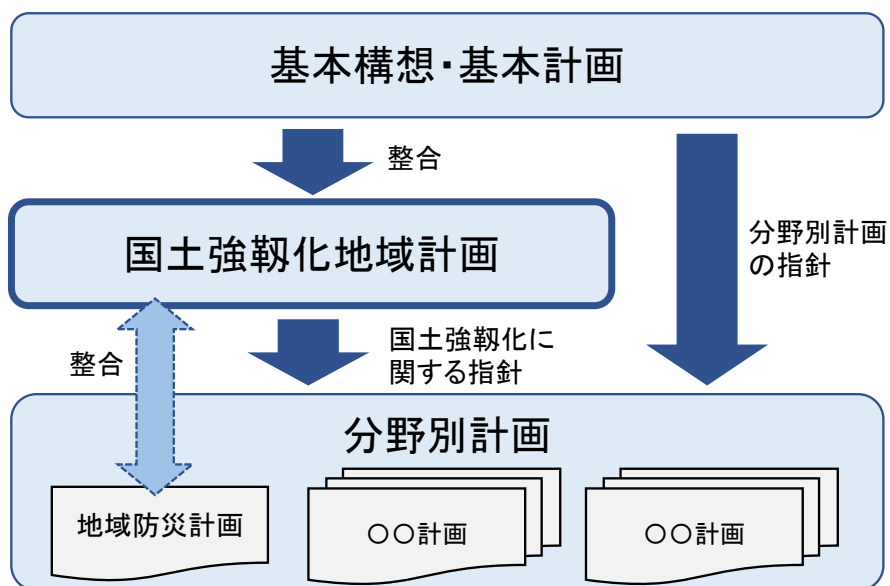
本市においても、自然災害などに備え、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「小金井市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定する。

## 1.2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画である「国土強靱化地域計画」として策定する。本市の国土強靱化以外の計画等の指針となるものである。

また、基本法第 14 条に基づき国の基本計画と調和を図るとともに、都の地域計画とも調和を図るものとする。

図表 国土強靱化地域計画の位置付け

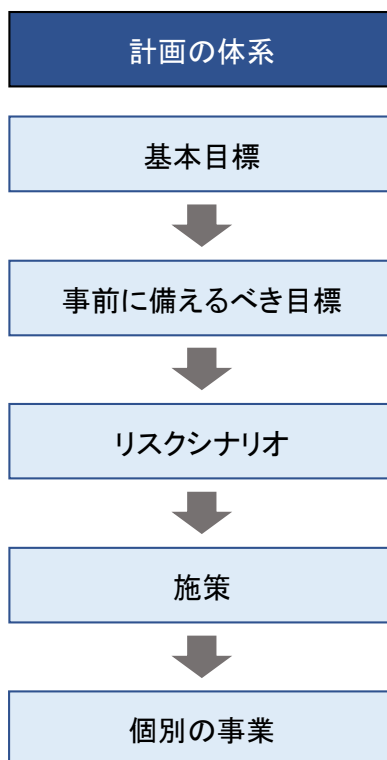


### 1.3 計画の体系

---

本計画は主に、目標(基本目標、事前に備えるべき目標)、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)、最悪の事態を回避するための施策、施策に紐づく個別の事業で構成される。それぞれの関係性は下図のとおりである。

図表 計画の体系



## 1.4 地域防災計画との関係

地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係について、計画の性質、根拠法、検討アプローチ、主な対象フェーズ、施策の設定方法の観点で対比すると下表のとおりとなる。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づくものであり、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「震災編」や「風水害編」としてリスクごとに計画が立てられている。主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担のほか、予防対策、応急対策、復旧対策として発災前後の対応が定められている。

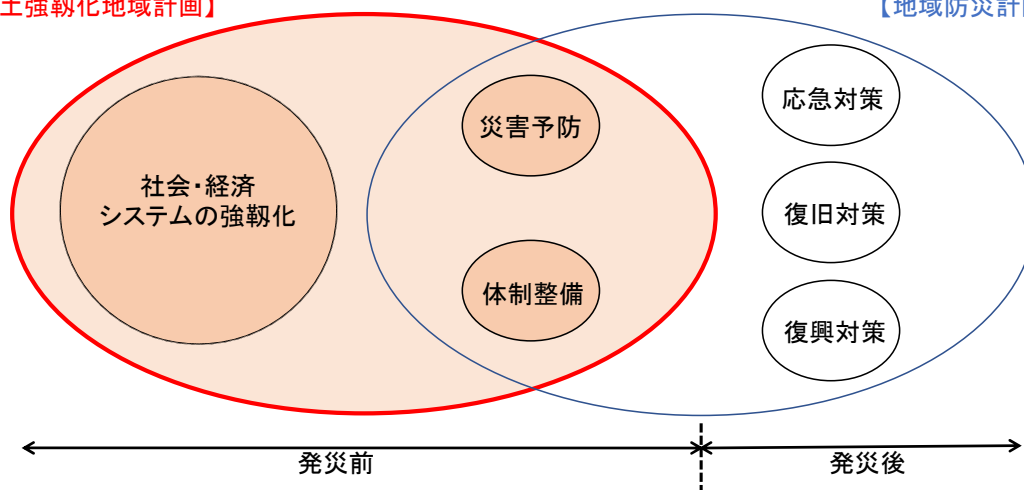
本計画は、国土強靱化基本法に基づくものであり、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を明らかにし、脆弱性評価を行った上で、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策をまとめたものである。また、国土強靱化に係る指針性を有することから、地域防災計画に対しても指針となる。

図表 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較及び関係

区分	国土強靱化地域計画	地域防災計画
計画の性質	強靱なまちづくりのための指針を示す計画 (平時における施策を位置付ける)	主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組など、総合的な防災対策を取りまとめた計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般に対して計画を検討	災害の種類ごとに計画を検討
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—

【国土強靱化地域計画】

【地域防災計画】



## 1.5 計画の期間

令和3年度を始期とし、国や都の動向、基本構想・基本計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行う。

## 1.6 市の自然的条件

### (1) 位置及び地勢

本市は、東京都のほぼ中央、武蔵野面及び立川面の上にあり、都心から約 25km 西方に位置している。東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、市の中央部には JR 中央本線が東西に、南東部には西武多摩川線が南北に通る、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っている。

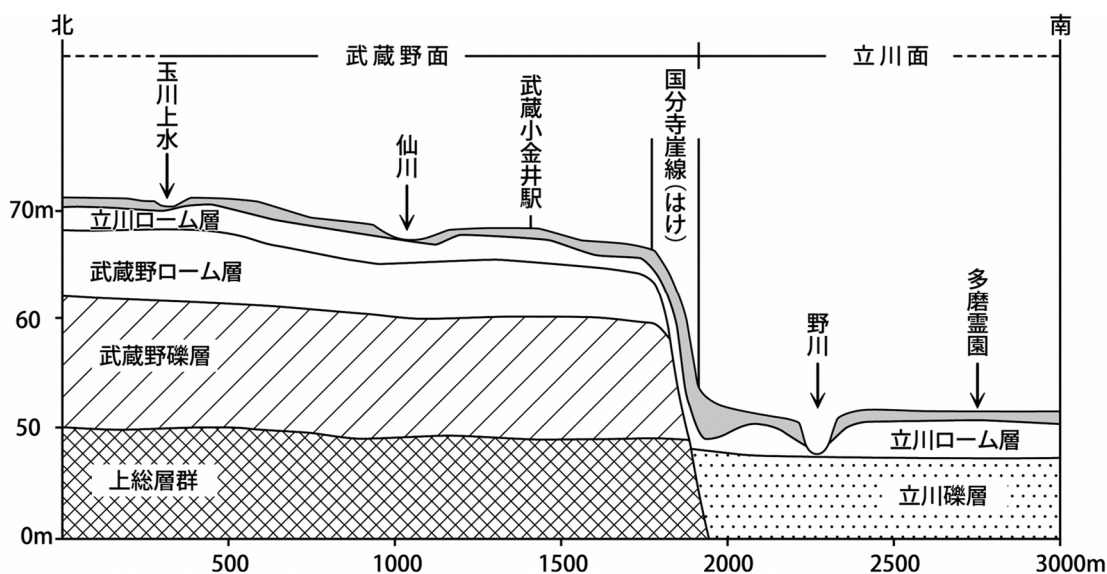
### (2) 地形、地層及び活断層

古多摩川が形成した高低二つの大地が広がっている。二つの大地の狭間に「はげ」と呼ばれる高低差 12m～14m の国分寺崖線がある。

砂岩からなる海成層を基盤に上総層群、段丘礫層、関東ローム層、火山灰層という地層で大地が構成されており、表土を黒土が覆っている。

本市の西には、立川断層帯がある。地震調査研究推進本部によれば、マグニチュード 7.4 程度の地震が発生すると推定され、その際に北東側が相対的に 2～3m 程度高まる撓（たわ）みや段差が生じる可能性がある。今後 30 年の間に地震が発生する可能性は、我が国の活断層の中ではやや高いグループに属する。

図表 小金井市の地層断面



(出典:「小金井市史」資料編 考古・中世(平成 31 年3月)を加工して作成)



図表 立川断層帯と小金井市の位置図



(出典：東郷正美・宮内崇裕(1996):1:25,000 都市圏活断層図「八王子」, 国土地理院. 関口辰夫・津沢正晴・中島秀敏・渡辺満久・今泉俊文(1996):1:25,000 都市圏活断層図「青梅」, 国土地理院. 澤 祥・渡辺満久・八木浩司(1996):1:25,000 都市圏活断層図「東京西南部」, 国土地理院. 澤 祥・渡辺満久・八木浩司(1996):1:25,000 都市圏活断層図「東京西北部」, 国土地理院. を加工して作成)

### (3) 河川

市内には世田谷区付近で多摩川に合流する野川、仙川が位置し、東町周辺には盛土・埋土による浅い谷地形が形成されている。仙川沿川では比較的小規模な凹地が形成されており、地表水が集水しやすく、内水被害履歴があるとともに、軟弱地盤となっている。

図表 急傾斜地、盛土・埋土地の分布図



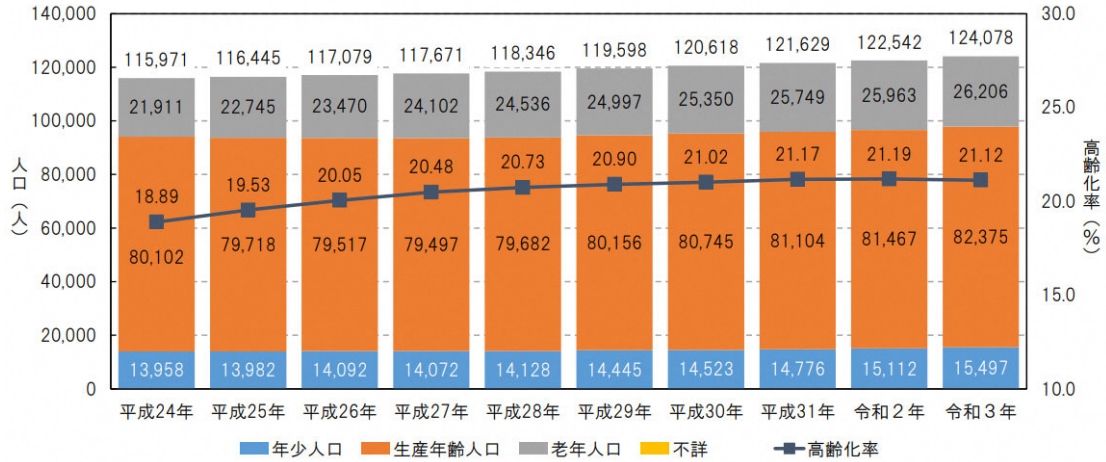
(出典: 小金井市地域防災計画(平成 27 年2月(令和2年1月一部修正)))

## 1.7 市の社会的条件

### (1) 人口

本市の人口は、約 12 万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成 29 年 10 月に 12 万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和3年4月時点で 124,078 人になっている。ただし、この中で、老年人口の増加率が約 20%と最も大きくなっており、高齢化率は2割を上回っている。近年合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられる。

図表 小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率



(出典:住民基本台帳(各年4月1日))

## (2) 都市基盤

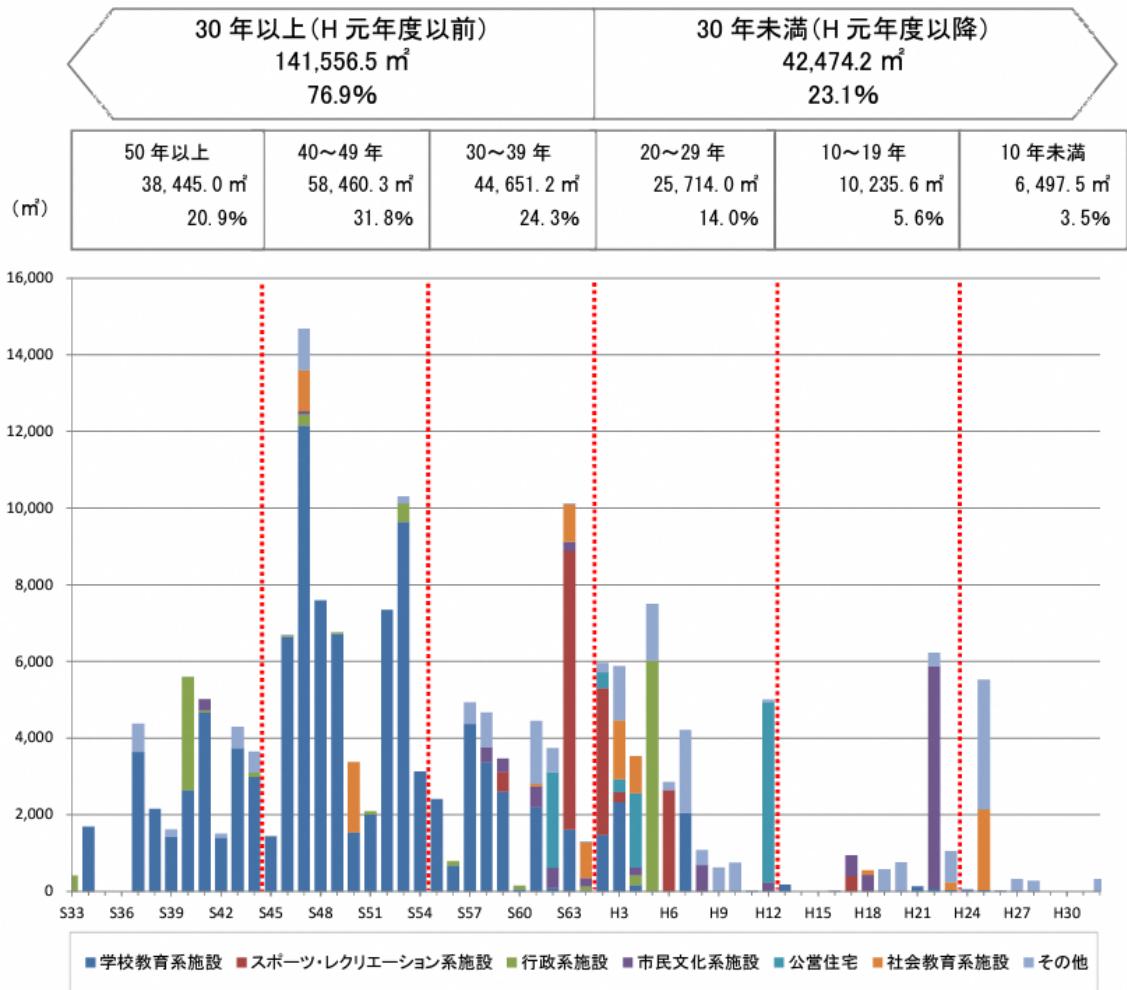
### ① 建築系公共施設

令和3年度時点において建築から30年以上を経過した施設の延床面積は全体の76.9%を占めている。一般的に建築後30年程度を経過すると、建物の躯体(壁、床等)や設備(空調、給排水、電気類等)の経年劣化等により、大規模な修繕や改修の必要性が高まるため、ここでは、老朽化の一つの目安として捉えている。年代別に内訳をみると、建築から40年以上50年未満を経過した施設の延床面積が全体の31.8%を占めている。

用途分類別に建築年度別の延床面積をみると、学校教育系施設は93.8%が30年以上を経過している。スポーツ・レクリエーション施設及び行政系施設は延床面積9割以上が既に20年以上を経過しており、近いうちに30年に達する面積が急増する見込みである。

耐震化の状況については、令和2年度末時点で、防災上重要な公共建築物の96.4%が耐震性を満たしている。

図表 建築年度別・用途分類別延床面積



(出典: 小金井市公共施設等総合管理計画(令和4年3月改定))

## ② 道路

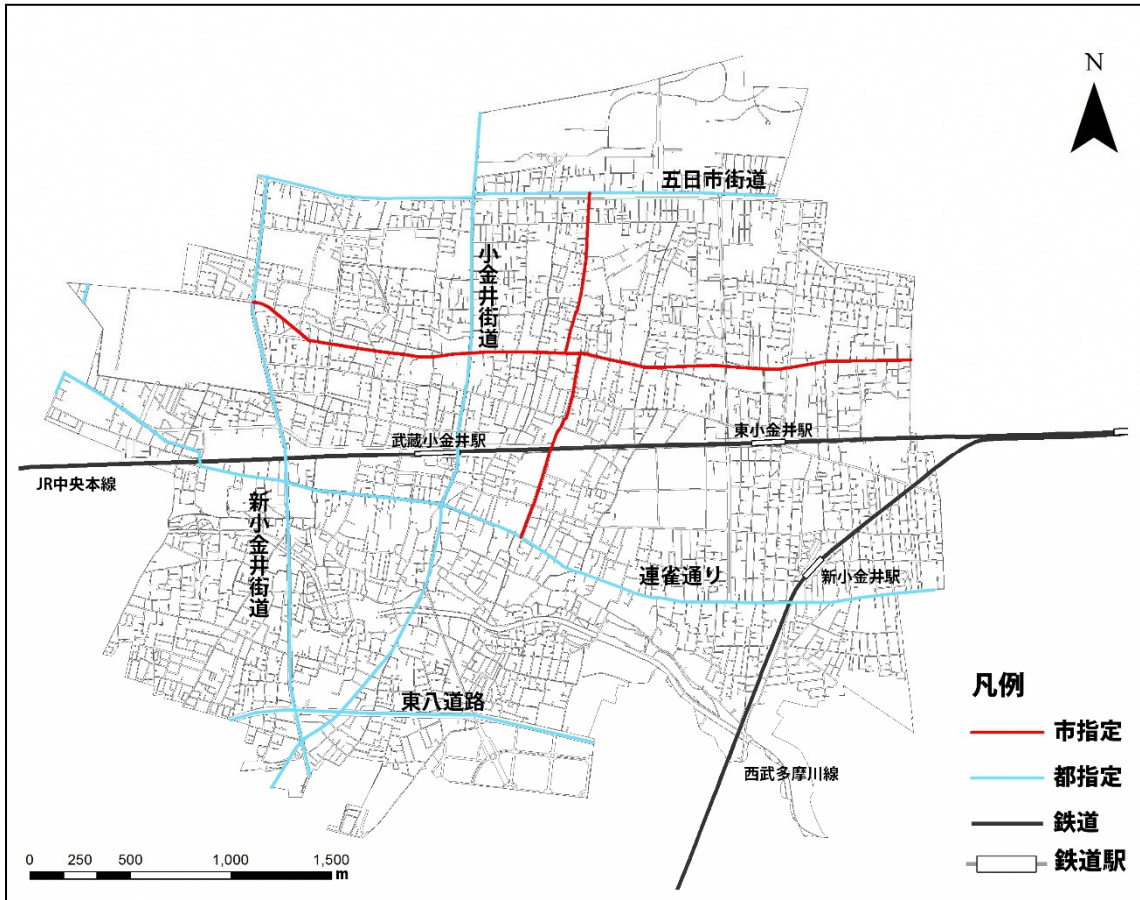
市道は令和3年4月時点で、総延長約 161km、道路面積 793,393 m<sup>2</sup>を敷設している。道路種別ごとでは、基幹的道路網である一級道路が約 12km (7.7%)、一級道路を補完する二級道路が約 20km (12.3%)、主要な生活道路であるその他道路が約 129km (80.1%)の構成である。

都及び市は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、第1次～第3次緊急輸送ネットワーク(都緊急輸送ネットワーク)、市緊急輸送ネットワークを指定しており、市域を縦貫・横断している。

市街地にある幹線道路などの空間は、これ自体ある一定の幅を有しており火災の延焼を防止する機能を備えているが、更に沿道の建築物の不燃化を支援して、都市の延焼遮断帯としての活用を図っている。

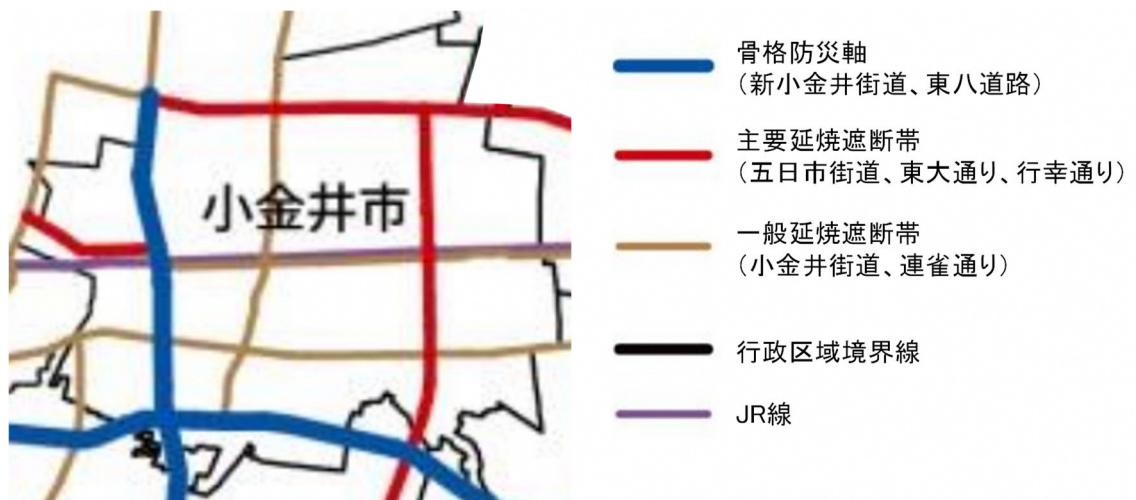


図表 緊急輸送ネットワーク図



(出典: 小金井市地域防災計画(平成 27 年2月(令和2年1月一部修正)))

図表 市域を含む延焼遮断帯

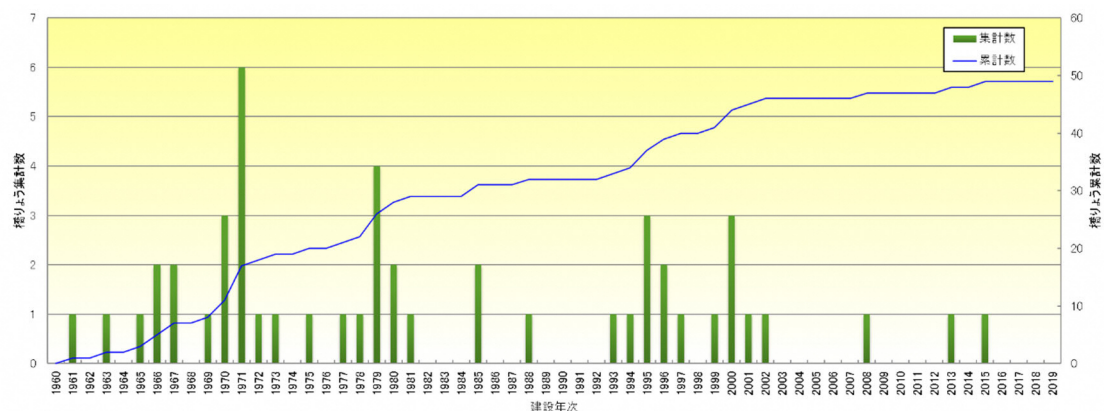


(出典: 防災都市づくり推進計画の基本方針(令和2年3月(令和3年3月一部修正))より引用し一部改変)

### ③ 橋りょう

橋りょうは令和3年4月時点で、全部で75橋である。その多くが、1960年代から1970年代に建設している。建設年次が明らかな橋りょうのうち、建設後50年を経過する橋りょうは令和3年度時点で11橋(22.4%)であるが、令和23年(2041)年度には、32橋となり、65.3%を占めることになる。

図表 橋りょうの建設年次の状況



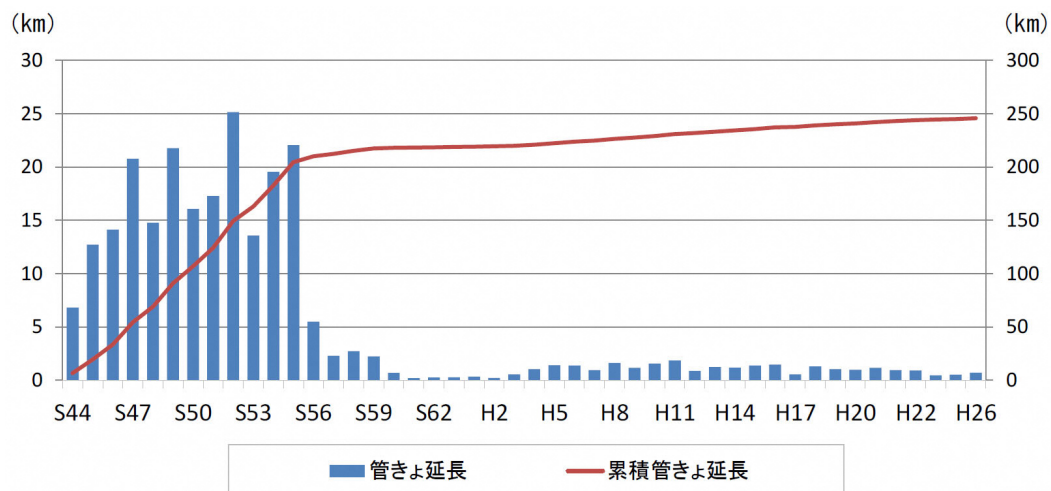
※建設年不明橋りょう26橋を除く  
(出典:小金井市橋りょう長寿命化計画)

### ④ 上下水道

下水道に関しては、管きよの延長を年度別の施工状況で見ると、昭和44年から昭和56年頃までの間で急速に整備を進め、約208kmに達したが、その後は開発に伴う管きよの敷設を行う程度で、年間約1kmの割合で整備が進められている状況で、総延長距離は約245kmとなっている。このように集中的に敷設された管きよは全体の約85%を占めており、令和3(2021)年度以降、標準的耐用年数である50年を超えはじめ、更新のピークが訪れることとなる。

上水道に関しては、東京都水道局が水道管路の耐震継手化10ヵ年事業を平成24(2012)年度から進めており、本市における配水管の耐震継手率は42%(令和2年度末現在)となっている。

図表 汚水管きょ年度別施行状況



(出典:小金井市公共施設等総合管理計画(平成 29 年3月))

### ⑤ 公園

本市は、令和3年4月の時点で 215 の公園施設(うち緑地 73 か所(滄浪泉園(特別緑地保全地区)を含む。))を有しており、総面積は 15.4ha である。

梶野公園は、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、手押し井戸、マンホールトイレ、ソーラー照明、かまどベンチ等の防災機能を有する防災公園である。

また、応急仮設住宅(災害等により自宅が全焼、全壊、又は流出し、居住する家がなく、自らの資力では家を得ることができない者を収容する施設)の建設予定地として栗山公園、三楽公園、小長久保公園を指定している。

なお、広域避難場所として、都立小金井公園、都立武蔵野公園、都立野川公園及び都立多磨霊園を指定している。

### (3) 防災施設・避難場所等

本市の主な防災拠点については、市役所本庁舎(災害対策本部)、市役所第2駐車場(地域内輸送拠点)、小金井市総合体育館(地域内輸送拠点)等がある。

一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、広域避難場所は、延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園等である。本市において、広域避難場所は5か所、一時避難場所は20か所整備している。また、避難所として市内の小中学校等を16か所、福祉避難所として高齢者施設等を21か所指定している。

消防団詰所は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、市民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の活動拠点として設置している。市内には、5か所の詰所が整備されている。また、災害対策用の応急資機材や食料等を備蓄すること等を目的として、小中学校等市内33か所に備蓄倉庫・防災倉庫を配置している。

市内の国分寺崖線と武蔵野公園に挟まれた空間には、野川の治水安全度向上を目的とした野川第一調節池及び第二調節池が都によって整備されている。



## 2章 基本的な考え方

### 2.1 想定リスク

市民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定される。自然災害については、首都直下地震等の巨大地震が遠くない未来に発生する可能性があるとして予測されている。また、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすこととなる。

これらの状況を踏まえ、まずは大規模自然災害を想定した計画とする。

#### (1) 地震

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(平成24年4月)東京都防災会議」によると、多摩直下地震(M7.3)では市域の約67%で震度6強、市域の約33%で震度6弱のゆれが想定され、立川断層帯地震(M7.4)では市域の約41%で震度6強、市域の約59%で震度6弱のゆれが想定されており、震度6強の地域が広範囲に発生する。これらの地震により想定される被害の概要は下表のとおりである。

本市には、「防災都市づくり推進計画(令和2年3月(令和3年3月一部修正))東京都」に基づく以下3地域が存在しており、地域の特性に応じて防災性の維持・向上を図っていく必要がある。

- ・木造住宅密集地域
- ・不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域
- ・農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域

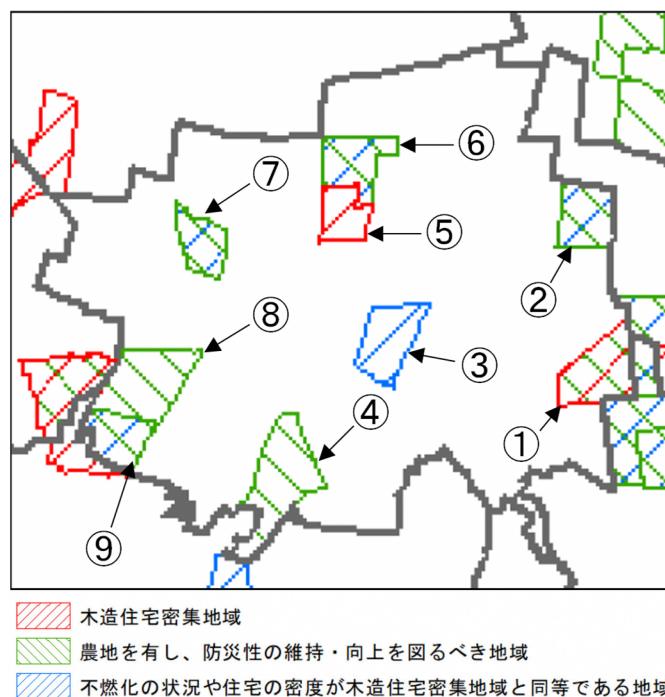
図表 多摩直下地震及び立川断層帯地震により想定される被害の概要

要因		多摩直下地震	立川断層帯地震
原因別	建物全壊	725 棟	645 棟
	ゆれ	723 棟	643 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	2 棟	2 棟
原因別	建物半壊	2,515 棟	2,571 棟
	ゆれ	2,510 棟	2,566 棟
	液状化	0 棟	0 棟
	急傾斜地崩壊	5 棟	5 棟
地震火災(倒壊建物含む)		1,974 棟	1,149 棟
(焼失率)		(7.7%)	(4.5%)
ライフライン	電力(停電率)	12.9%	9.6%
	通信(不通率)	7.7%	4.9%
	ガス (低圧ガス供給支障率)	50.0%~100.0%	0.0%~98.0%
	上水道(断水率)	42.8%	36.6%
	下水道(管きよ被害率)	23.6%	22.5%

※各要因について最大被害を生じる条件(時期及び時刻、風速)による想定。

(出典:小金井市地域防災計画(平成27年2月(令和2年1月一部修正)))

図表 市内の防災性の維持・向上を図るべき地域



地域名	木造住宅密集地域	不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域	農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域
①東町2丁目	●		●
②梶野町2丁目		●	●
③中町3丁目		●	
④前原町4丁目			●
⑤本町3丁目	●		
⑥桜町1丁目		●	●
⑦貫井北町2丁目		●	●
⑧貫井南町4丁目			●
⑨貫井南町5丁目		●	●

(出典:防災都市づくり推進計画(令和2年3月(令和3年3月一部修正)))

## (2) 風水害

野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図によれば、小金井市内の居住区域における浸水深はおおむね 2m未満の範囲である。浸水深 0.5m以上の範囲は河川沿川を中心に広く見られ、床上浸水が想定される。

過去 30 年間(平成元年～平成 30 年)で、野川流域では2回、仙川流域で7回の水害履歴があり、石神井川流域では水害履歴がない。近年の短時間降雨強度の強い降雨により、部分的に低い土地や地下空間においても浸水被害が発生している。

図表 過去 30 年間(平成元年～平成 30 年)の水害履歴

流域	発生日時	被災地区 (町丁目)	床上浸水	床下浸水	浸水面積(ha)
野川	平成元年8月 (大雨)内水	東町4	—	1棟1世帯	0.01
	平成30年8月 (大雨)内水	中町	3棟3世帯	—	0.02
仙川	平成元年7月 内水	梶野町3、梶野町 4、緑町2、東町4	2棟2世帯	10棟10世帯	0.10
	平成元年8月 (大雨)内水	梶野町3、梶野町 4、緑町2、東町4	5棟5世帯	25棟25世帯	0.24
	平成3年9月 (台風)内水	梶野町3	3棟3世帯	10棟10世帯	0.10
	平成11年8月 (熱帯低気圧)内水	梶野町	—	13棟16世帯	0.25
		緑町	—	7棟7世帯	0.08
	平成12年9月 (集中豪雨)内水	梶野町3、梶野町 4	—	9棟5世帯	0.12
		緑町2	—	2棟	0.03
		貫井北町2	—	1棟	0.03
	平成17年9月 (集中豪雨)内水	東町2、梶野町3、 梶野町4、緑町4	—	8棟8世帯	0.07
	平成18年9月 (集中豪雨)内水	梶野町3	—	5棟5世帯	0.05
梶野町4		—	1棟1世帯	0.01	
	緑町1	—	1棟1世帯	0.01	

(出典:東京都建設局区市町村別の水害データ)

### (3) 土砂災害

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所、大規模盛土造成地が3か所あり、宅地造成工事規制区域が市域中央を東西に広がっている。

また、土砂災害警戒区域が 10 か所、うち8か所は土砂災害特別警戒区域の指定がされている。

図表 急傾斜地崩壊危険箇所

住所	斜面区分
小金井市貫井南町3-8	自然斜面
小金井市貫井南町3-13	自然斜面
小金井市東町5-5	人工斜面
小金井市東町5-6	人工斜面

(出典:小金井市地域防災計画(平成 27 年2月(令和2年1月一部修正)))

図表 大規模盛土造成地

住所	面積
小金井市貫井北町3-6外	約 38,000 m <sup>2</sup>
小金井市貫井北町3-3外	約 14,000 m <sup>2</sup>
小金井市貫井北町3-1外	約 11,500 m <sup>2</sup>

(出典:小金井市地域防災計画(平成 27 年2月(令和2年1月一部修正)))

図表 土砂災害警戒区域

住所	警戒	特別警戒	備考
小金井市貫井南町3-13	○	○	一部、貫井南町4-26
小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27
小金井市貫井南町3-8	○	○	一部、貫井南町4-27
小金井市貫井南町3-2	○	○	
小金井市前原町3-37	○	○	
小金井市中町1-11	○	—	
小金井市中町1-12	○	○	
小金井市東町5-6	○	○	
小金井市東町5-3	○	—	
小金井市東町1-6	○	○	一部、三鷹市大沢3-10

(出典:小金井市地域防災計画(平成 27 年2月(令和2年1月一部修正)))

#### (4) その他、複合災害

東京都地域防災計画において、富士山の噴火による広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。「富士山ハザードマップ検討委員会報告書(内閣府、平成 16 年6月)」によれば、本市は2～10cmの降灰が想定されており、交通・ライフラインへの被害等が生じる可能性がある。

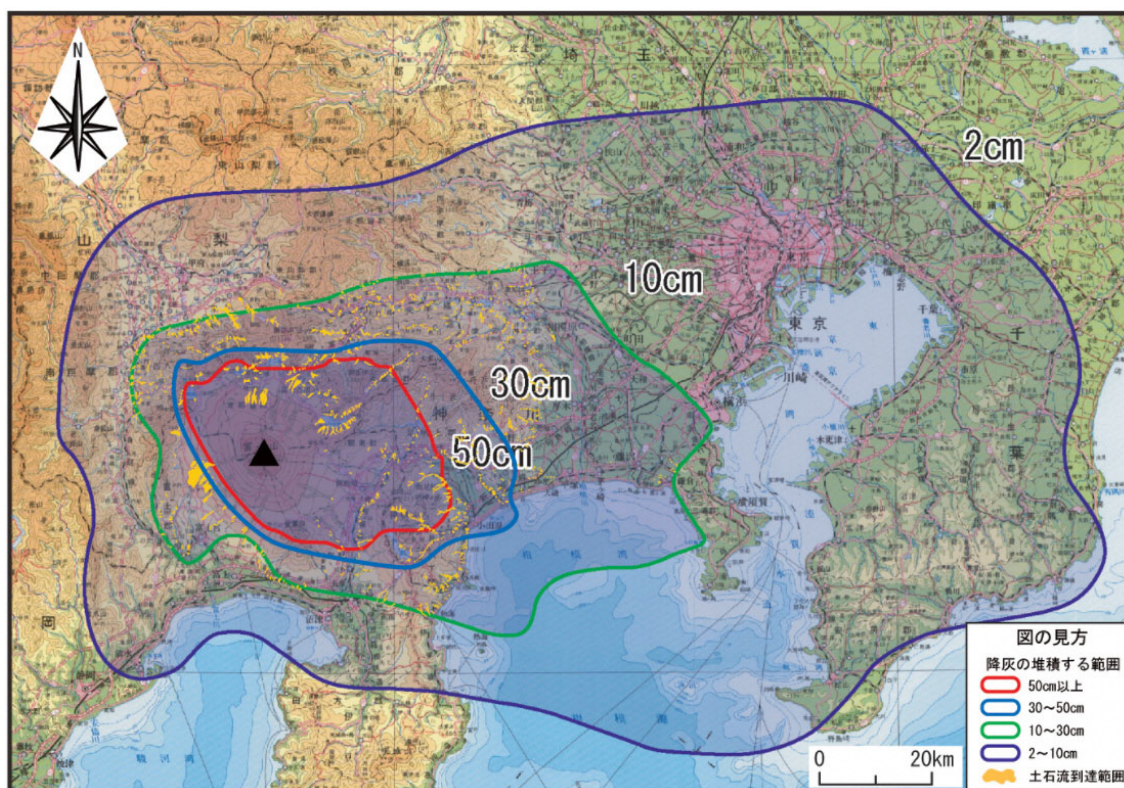
また、新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時における避難や災害対応など、感染症と自然災害の複合災害となる恐れが懸念されている。複数の自然災害が同時期に発生する事態は、複合災害として想定する。

図表 富士山の噴火による被害想定

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(出典:東京都地域防災計画 火山編(平成30年修正))

図表 富士山の噴火降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



(出典:富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ(平成16年6月)」)

## 2.2 目指すべき将来の地域の姿

---

市域に甚大な被害を及ぼすおそれのあるいかなる大規模自然災害に対しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもった安心・安全な地域とし、将来にわたって住みやすい小金井市の維持・発展を目指す。

## 2.3 基本目標

---

基本計画と調和を図り、次の4点を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2.4 事前に備えるべき目標

---

基本計画に定められた8つの事前に備えるべき目標と調和を図り、次の8点を事前に備えるべき目標とする。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



## 2.5 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

---

国の基本計画では、国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、基本的な方針を定めている。

本市では、基本計画との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域の強靱化を推進する。

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

#### ○強靱性を損なう本質的原因の検討

本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

#### ○長期的な視点に基づく計画の推進

短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

一方で、短期的な視点に基づきPDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行うこと。

### (2) 適切な施策の組み合わせ

#### ○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせることで効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

#### ○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

#### ○平時の有効活用を踏まえた対策

非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

### (3) 効率的な施策の推進

#### ○既存の社会資本の有効活用

既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

#### ○民間基金の積極的な活用

限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。

○施設等の効率的かつ効果的な維持管理  
施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

○安全な土地利用の促進  
人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

#### **(4) 地域の特性に応じた施策の推進**

○強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備  
人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

○女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮  
女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

○自然との共生  
地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。



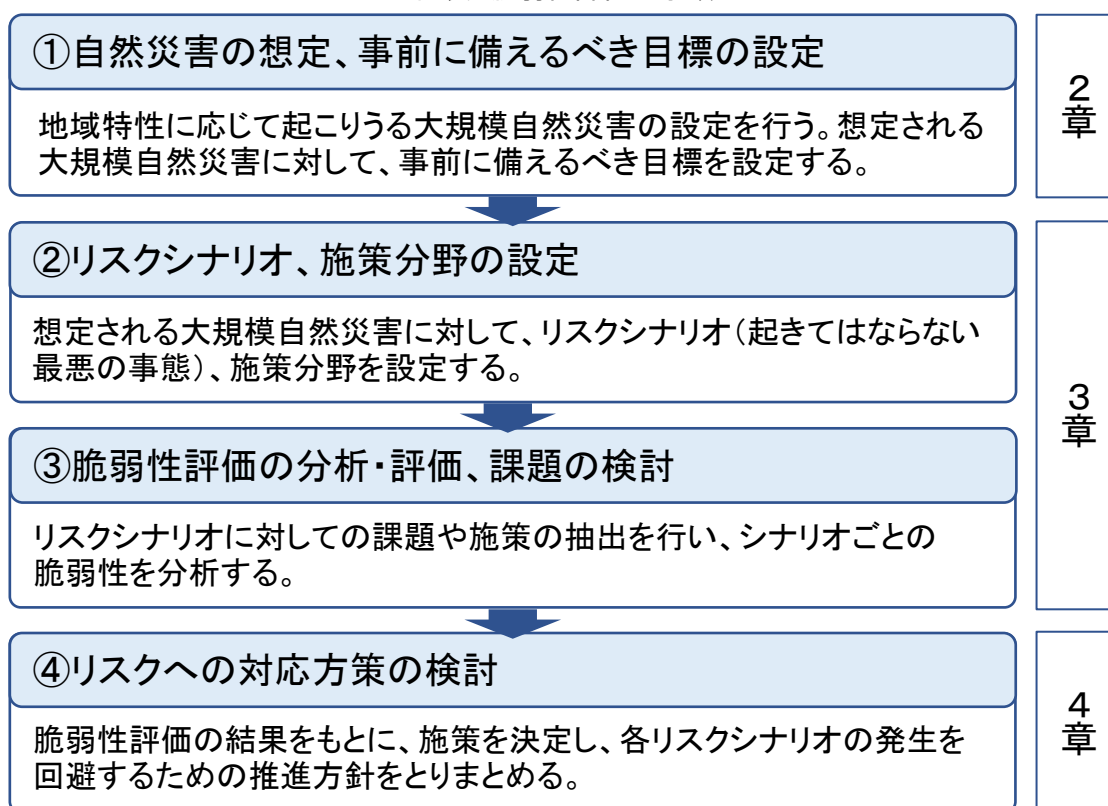
### 3章 脆弱性評価

#### 3.1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること(脆弱性評価)は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国の基本計画や都の地域計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本市における大規模自然災害等のリスクに対する脆弱性を把握するため、以下の手順により脆弱性の分析・評価を行った。

図表 脆弱性評価の手順



### 3.2 リスクシナリオの設定

8つの事前に備えるべき目標の妨げとなるものとして、40個の起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を定める。

図表 リスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2)	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3)	突発的又は広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-4)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-5)	避難行動要支援者への支援の不足等による死傷者の増大
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2)	自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3)	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-4)	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-6)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2)	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3)	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2)	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3)	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5)	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-6)	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
		5-7)	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1)	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-5)	防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-6)	大規模火山噴火に伴う降灰によるライフラインや交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1)	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2)	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3)	防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5)	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-6)	感染症まん延下の大規模自然災害による感染者の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2)	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5)	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

### 3.3 脆弱性評価の結果

リスクシナリオに対応する各施策分野の施策を整理の上、脆弱性の評価を行った。結果は次章の推進方針と併せて示す。

## 4章 施策の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、40 のリスクシナリオの発生を回避し、8つの事前に備えるべき目標を達成するための施策の推進方針をとりまとめた。

なお、次ページ以降の各項目の見方は下図のとおりである。

図表 次ページ以降の見方

※初掲載の場合

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">事前に備えるべき目標(2.4章参照)</div>	<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">リスクシナリオ(3.2章参照)</div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">施策名(担当課) ※担当課の並びは行政機構図順</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 50%;">脆弱性評価</th> <th style="width: 50%;">推進方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; font-size: small;"> <b>公共建築物の耐震化(企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; font-size: x-small;">                     ○防災上重要な公共建築物のうち、避難所となる小中学校の耐震診断及び耐震改修を推進し、平成 20 年度には全ての施設で耐震化が完了している。                      ○公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進することが必要である。                 </td> <td style="padding: 5px; font-size: x-small;">                     ○災害対策本部等の災害対策拠点となる市庁舎については、「新庁舎建設基本計画」等を踏まえて、防災機能の整備・充実を図る。                      ○本庁舎については、老朽化が進んでいることから、別地で新庁舎建設を進めている。なお、耐震診断を実施していない本町暫定庁舎、西庁舎、災害対策用資機材置場等防災関係施設の各機能についても、新庁舎に集約する予定である。                      ○その他の公共施設についても小金井市公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保を図る。                      ○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。                 </td> </tr> </tbody> </table>		脆弱性評価	推進方針	<b>公共建築物の耐震化(企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>		○防災上重要な公共建築物のうち、避難所となる小中学校の耐震診断及び耐震改修を推進し、平成 20 年度には全ての施設で耐震化が完了している。 ○公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進することが必要である。	○災害対策本部等の災害対策拠点となる市庁舎については、「新庁舎建設基本計画」等を踏まえて、防災機能の整備・充実を図る。 ○本庁舎については、老朽化が進んでいることから、別地で新庁舎建設を進めている。なお、耐震診断を実施していない本町暫定庁舎、西庁舎、災害対策用資機材置場等防災関係施設の各機能についても、新庁舎に集約する予定である。 ○その他の公共施設についても小金井市公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保を図る。 ○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">施策ごとの推進方針</div>
脆弱性評価	推進方針								
<b>公共建築物の耐震化(企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>									
○防災上重要な公共建築物のうち、避難所となる小中学校の耐震診断及び耐震改修を推進し、平成 20 年度には全ての施設で耐震化が完了している。 ○公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進することが必要である。	○災害対策本部等の災害対策拠点となる市庁舎については、「新庁舎建設基本計画」等を踏まえて、防災機能の整備・充実を図る。 ○本庁舎については、老朽化が進んでいることから、別地で新庁舎建設を進めている。なお、耐震診断を実施していない本町暫定庁舎、西庁舎、災害対策用資機材置場等防災関係施設の各機能についても、新庁舎に集約する予定である。 ○その他の公共施設についても小金井市公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保を図る。 ○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。								

※再掲の場合

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">施策名【再掲リスクシナリオ番号】(担当課)</div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 50%;">脆弱性評価</th> <th style="width: 50%;">推進方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; font-size: small;"> <b>都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、2-1)、7-1)】(地域安全課)</b> </td> </tr> </tbody> </table>	脆弱性評価	推進方針	<b>都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、2-1)、7-1)】(地域安全課)</b>	
脆弱性評価	推進方針				
<b>都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、2-1)、7-1)】(地域安全課)</b>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;">                     施策ごとの脆弱性評価及び推進方針は省略                 </div>					

## 1 直接死を最大限防ぐ

### 1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
<p><b>公共建築物の耐震化</b>(企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</p>	
<p>○防災上重要な公共建築物のうち、避難所となる小中学校の耐震診断及び耐震改修を推進し、平成 20 年度には全ての施設で耐震化が完了している。</p> <p>○公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進することが必要である。</p>	<p>○災害対策本部等の災害対策拠点となる市庁舎については、「新庁舎建設基本計画」等を踏まえて、防災機能の整備・充実を図る。</p> <p>○本庁舎については、老朽化が進んでいることから、別地で新庁舎建設を進めている。なお、耐震診断を実施していない本町暫定庁舎、西庁舎、災害対策用資機材置場等防災関係施設の各機能についても、新庁舎に集約する予定である。</p> <p>○その他の公共施設についても小金井市公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保を図る。</p> <p>○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化(まちづくり推進課)</b>	
<p>○地震により緊急輸送道路など防災上重要な道路の沿道建築物が倒壊し、道路閉塞を起こした場合、避難や救急・消火活動に大きな支障を来し、甚大な被害につながる恐れがある。また、地震発生後の緊急支援物資等の輸送や復旧・復興活動をも困難にさせることが懸念される。</p> <p>○市内の特定緊急輸送道路を見ると、区間到達率の低い区間が存在している。今後、任意の地点に到達できるようにするためには、特に倒壊の危険性が高い建築物(Is 値が 0.3 未満相当の建築物)への対策が必要である。</p>	<p>○倒壊の危険性が高い建築物(Is 値が 0.3 未満相当の建築物)の耐震改修等を段階的な耐震改修等により促進し、特定緊急輸送道路の通行機能を早期に改善する。</p> <p>○特定緊急輸送道路に係る沿道建築物については、都が掲げる令和7年度末までに「総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消」に寄与するため、都と連携して耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化への働きかけを行う。</p> <p>○緊急輸送道路沿道建築物については、都と連携して耐震改修促進法に基づく指導、助言及び指示等を建物所有者へ行い、耐震化の啓発を行う。</p> <p>○補強に係る費用や工事の影響などについて比較・検討を行い、設計に生かすための改修計画の作成を支援するため、都と連携し、建築の専門家のアドバイザーを派遣する。</p> <p>○特定緊急輸送道路は、耐震化を推進する。また、一般緊急輸送道路では、耐震化を図る。</p>
<b>学校施設の老朽化対策(庶務課)</b>	
<p>○生徒の安全確保や避難所の役割を果たすため、施設の管理や老朽化対策が必要である。</p> <p>○小中学校では、今後、建替え又は長寿命化改修等の計画的な老朽化対策が必要となる。</p>	<p>○児童生徒の安全確保及び災害時の避難所としての役割を果たすため、学校施設の日常安全点検、定期安全点検や各設備の定期的な検査等を確実に実施するとともに、適切に施設の改修や設備の更新等を行っていく。</p> <p>○学校施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づき施設の建替え及び長寿命化改修等を行っていく。</p> <p>○災害時、照明や空調に供するための非常用電源を確保するため、建替え又は長寿命化改修時には太陽光発電設備などの非常用電源設備の導入を検討する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>高齢者施設等の耐震化・老朽化対策等(介護福祉課)</b>	
○高齢者施設等の防災・減災対策を推進する必要がある。	○高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、施設及び設備等の整備を実施する事業所に補助金を交付する。
<b>既存公営住宅ストック改善(まちづくり推進課)</b>	
○昭和 62 年に1棟 35 戸に建替えを行った。現在では建設後 30 年以上が経過しているため、各種設備等の老朽化への対応など、効率的、かつ、効果的な事業計画に基づくストックマネジメントを実施し、更新コストの縮減を図る必要がある。	○市営住宅長寿命化計画に基づき、点検の強化及び早期の管理・修繕によりコストの削減を目指す。また、定期的に計画の見直しを行い、長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進していく。
<b>住宅建築物の耐震化(まちづくり推進課)</b>	
○本市における住宅の耐震化率は令和2年度は 93.5%であり、耐震性が不十分な住宅を解消するためには、自然更新に加えて耐震化促進を図る必要がある。	<p>○関係団体と連携して、耐震診断・耐震改修を促進する。その際、耐震診断及び耐震改修の費用を都と連携して助成する。</p> <p>○木造住宅の多くは高齢者のみの世帯が多く、大規模改修を伴う耐震改修に消極的な場合が多いため、技術者を無料で派遣する木造住宅簡易診断等について、一層の情報提供に努め、建物所有者の意識啓発を図る。</p> <p>○一定条件に該当するマンションへ都が実施しているアドバイザー派遣などの周知を行い、耐震化の促進に努める。</p> <p>○都の分譲マンションの管理に関する相談窓口の活用や緊急輸送道路沿道の分譲マンションの耐震化制度の周知を行う。</p> <p>○分譲マンションの耐震診断・耐震改修を促進するため、「分譲マンション耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を助成する制度」の導入を目指す。</p> <p>○住宅の耐震化率を令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>民間建築物の耐震化の普及啓発(地域安全課、まちづくり推進課、建築営繕課)</b>	
<p>○本市における住宅の耐震化率は令和2年度は 93.5%であり、耐震性が不十分な住宅を解消するためには、自然更新に加えて耐震化促進を図る必要がある。</p> <p>○耐震化を促進するため、東京都耐震マーク表示制度の普及、及び無料相談窓口の設置等、市民が耐震化に関する相談を気軽に行える体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>○耐震化を更に促進するため、耐震診断の実施について、都や関係団体と連携して対象となる建物所有者に働きかけを推進する。</p> <p>○木造住宅の多くは高齢者のみの世帯が多く、大規模改修を伴う耐震改修に消極的な場合が多いため、技術者を無料で派遣する木造住宅簡易診断等について、一層の情報提供に努め、建物所有者の意識啓発を図る。</p> <p>○自主防災組織及び町会・自治会と連携して、震災時に倒壊による道路閉塞の恐れのある建築物や木造住宅が密集している地域等の把握に努め、自主防災組織及び町会・自治会を通して、耐震化の普及啓発、耐震改修等助成事業等の情報提供を行う。</p> <p>○耐震改修の必要性及び耐震関連補助制度の概要について、市報に掲載するとともに、各自治会町会へリーフレット等を配布し周知を図る。</p> <p>○耐震改修の必要性及び補助制度の概要について、リーフレットを作成し、窓口や各種イベントにおいて配布する。</p> <p>○耐震性のあることが一目でわかる東京都耐震マーク表示制度を普及し、市民の耐震化への意識や気運を高め、耐震化に向けた取組を促していく。</p> <p>○家具類転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修等、震災対策全般にわたる相談窓口を設ける等、市民の利便性を図るように努める。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>耐震診断・補強設計に適した設計者・工務店に関する情報の提供(まちづくり推進課)</b>	
<p>○市民が安心して住宅・建築物の耐震化に取り組むためには、身近で信頼できる設計者や工務店の役割が重要となる。</p>	<p>○一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部等と連携して設計者や工務店の資質や技術力を育成するとともに、都の木造住宅耐震診断事務所登録制度を活用し、耐震診断・補強設計を適切に行える信頼できる設計者や工務店に関する情報を提供する。</p> <p>○特定緊急輸送道路沿道の建物所有者が、限られた期間内に円滑に建築物の耐震化に取り組むためには、条例や助成制度の内容のほか、耐震化に関する技術的な相談を気軽にできる環境を整備することが重要であり、都や関係団体と連携して建物所有者等からの専門的な相談・問合せに対応する。</p> <p>○都主催の改修事業者への技術力向上に資する講習会を通じ継続的に市内改修事業者の技術力向上を図る。</p> <p>○都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者をリスト化し、窓口等での紹介、閲覧を実施する。</p>
<b>市有建築物及び民間建築物の天井等落下物の安全化(総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>	
<p>○平成 23 年3月に発生した東日本大震災では、天井材の落下により死傷者が発生するなど全国的に甚大な被害が生じ、はけの森美術館においても、2階のテラスのタイルが落下するなどの被害が生じた。</p> <p>○震災時の落下物による被害を抑えるため、建築物所有者等に対する指導が必要である。</p>	<p>○建築物については、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、都と連携し改善等を促進する。</p> <p>○都が作成した天井脱落防止対策に関するリーフレットを活用する等、都と連携して特定天井の落下防止対策の普及啓発を図る。</p> <p>○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>市有施設内の安全対策推進</b> (総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、経済課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、交通対策課、区画整理課、庶務課、指導室、生涯学習課、図書館、公民館)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下・移動を原因とする負傷者が発生している。</li> <li>○地震発生時の被害を減らすためにも、家具類の転倒及び落下・移動防止対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表する等、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。</li> <li>○二重サッシなどの強度の高いガラスへの変更を検討し、強風による窓ガラスの飛散防止を図る。</li> <li>○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。</li> </ul>
<b>道路施設の安全化</b> (道路管理課、交通対策課)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の道路の安全性を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路施設の耐震性強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。</li> <li>○道路に附属する標識等の安全性を確保する。</li> </ul>
<b>保育園等における災害対策</b> (保育課)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要がある。</li> <li>○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、安全を確保できるよう、保育施設等を建設する際は、必要な耐震性能を備えておく必要がある。</li> <li>○保育園等においても学校と同様に、発災時には乳幼児の安全確保等に万全を期すとともに、保護者の帰宅困難に備え、飲料水、食料等の備蓄を含め、一定期間施設内に留める対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災時の保育に関する計画を策定する。また、認可保育園等については、災害予防、応急対策等がとれるよう十分な指導を行う。</li> <li>○地震発生時に建物の倒壊等を防ぎ、安全を確保できるよう、保育施設等建設の際の、必要な耐震性能の確保等に要する費用について、保育所等整備交付金等により助成を行う。なお、耐震基準は、都の定める保育所設置認可等事務取扱要綱 第2条第3項に従う。</li> <li>○保育園等における児童滞在に係る対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。</li> </ul>
<b>倒木の発生防止</b> (総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時は街路樹等の倒木が発生する可能性があり、直接的な被害に加え交通ネットワークの寸断による被害も予想されるため、計画的な倒木対策が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な伐採や定期的な点検・剪定を実施し、災害時における倒木の発生を防止する。</li> <li>○市有施設内の樹木については、各施設所管課が安全対策を実施していく。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>避難路の通行確保対策</b> (地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、学務課)	
<p>○市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、危険なブロック塀の対策、沿道建物の耐震化、道路の無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する必要がある。</p>	<p>○市街地における放置自転車対策や倒木の恐れのある街路樹及び公園樹木の対策、ブロック塀の安全点検、沿道建物の耐震化、道路の無電柱化を進めるなど、避難路の通行を妨げない取組を推進する。</p> <p>○緊急時における住民の安全な避難を確保するため、避難路周辺における建築物の耐震化・不燃化や災害時の延焼遮断となる緑地の確保を促進する。</p> <p>○「ブロック塀等撤去助成金制度」や「生け垣造成奨励金交付制度」による財政的支援を実施している。市は、引き続き、市内の危険なブロック塀等の実態把握に努め、倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の建替えや除却等、安全対策を促進する。</p> <p>○倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の除却の費用の一部を都と連携して助成する。</p>
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策</b> (企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<p>○東京都防災会議による報告において多摩直下地震の場合、ブロック塀等の倒壊による被害は死者1人、負傷者 18 人と想定されている。</p> <p>○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、近隣住民との調整により、早期の建替えや除却等の処置が必要である。</p>	<p>○市は都と連携し、避難路、通学路、緊急輸送路沿道を中心に、ブロック塀の実態把握を進める。</p> <p>○市有施設に設置しているブロック塀等については、生け垣・フェンスへの再整備を推進する。</p> <p>○市有建築物については、各施設所管課が安全対策を実施していく。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>民間施設におけるブロック塀等の安全対策(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)</b>	
<p>○危険なブロック塀等の安全対策を推進する必要がある。</p>	<p>○「ブロック塀等撤去助成金制度」や「生け垣造成奨励金交付制度」による財政的支援を実施している。市は、引き続き、市内の危険なブロック塀等の実態把握に努め、倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の建替えや除却等、安全対策を促進する。</p> <p>○倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の除却の費用の一部を都と連携して助成する。</p>
<b>屋外広告物に対する規制(道路管理課)</b>	
<p>○屋外広告物はその設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって通行人等に危害を及ぼすこともある。</p> <p>○震災時の屋外落下物による被害を抑えるため、看板等の設置者に対する指導が必要である。</p>	<p>○地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市と都は東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後に維持管理に関する指導を行う。</p>
<b>エレベーターの防災対策の推進(地域安全課、管財課、まちづくり推進課)</b>	
<p>○平成 17 年の千葉県北西部地震や平成 23 年の東日本大震災等を受け、エレベーターの地震対策を実施することが義務付けられている。エレベーターの安全性確保のため、地震対策の実施が必要である。</p>	<p>○市有施設のエレベーター閉じ込め防止対策については、設置・管理に関する事業者団体及び都と連携して、適切な対策を講じていく。</p> <p>○民間施設について、市民に装置の設置を普及啓発するとともに、ビルやマンション、特に大規模施設の管理事業者・団体等に対し、装置の設置を働きかける。</p>
<b>家具転倒防止器具等取付の推進(介護福祉課)</b>	
<p>○近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下・移動を原因とする負傷者が発生している。</p> <p>○地震発生時の被害を減らすためにも、家具類の転倒及び落下・移動防止対策が必要である。</p>	<p>○65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の家屋に、家具転倒防止器具を取り付け、災害時の防災・減災対策を支援する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>空家等の利活用(まちづくり推進課)</b>	
○資産の活用に対する情報提供などのフォロー策を検討し、空家等の流通・利活用の後方支援を行うことが重要である。	○資産活用に対する情報提供や相談機会の充実など、賃貸・売買に際しての後方支援を行うことにより、空家等の円滑な市場流通や地域活性化に資する空家等の有効活用を促進する。
<b>空家等の適正管理の促進(地域安全課、環境政策課、ごみ対策課、道路管理課)</b>	
○空家等の維持管理に関して困りごとのある所有者等に対して、空家等の適切な管理を促進するために必要な支援を行う必要がある。	○空家等に関する相談受付等により、所有者等へ適正な維持管理への意識啓発に努める。 ○所有者自身で維持管理を行うことが困難な場合に備えて、空家等の見守り・管理代行に関する情報提供を行う。 ○所有者の所在が不明な空家等に対して、各種行政情報を活用して、空家等の管理を行う義務者を特定し、的確な指導、助言の実施を推進する。
<b>特定空家等への対応(地域安全課)</b>	
○管理が不十分な老朽空家等について、震災や台風等に伴い倒壊及び飛散物による人的被害が想定される。	○適正に管理されず、特定空家等と認められる空家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行い、生活環境の保全を図る。
<b>市街地整備の推進(都市計画課、まちづくり推進課)</b>	
○災害時の被害を最小限に食い止めるため、被災危険性の高い市街地の再開発事業を推進する必要がある。 ○既成市街地において、耐震性の低い建築物の建替え等、市街地の防災性・建築物の安全性の向上を図る必要がある。 ○住宅を中心とした拠点的开发等が期待できる市街地において、建替えが見込まれる老朽化した地域において都市機能の更新を図る必要がある。	○地震等の災害に対して被災危険性の高い市街地の整備を図るため、市街地再開発事業等を推進する。 ○市街地の環境整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を推進する。 ○既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図りつつ良質な住宅市街地の形成を推進するため、住宅市街地の再生・整備を推進する。

脆弱性評価	推進方針
<b>都市空間の防災ネットワーク形成(地域安全課)</b>	
<p>○都市空間における防災機能向上のため、防災ネットワークの形成が必要である。</p>	<p>○都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路等さまざまな空間を活用して、防災ネットワークを形成する。</p> <p>○大規模公園等にヘリコプターが離着陸可能な広場や備蓄倉庫、貯水槽を整備して、災害時の防災拠点としての機能を向上させる。</p> <p>○市内の防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成する。</p>
<b>みどりのネットワーク形成(環境政策課)</b>	
<p>○火災延焼防止のため、場所に応じたみどりの整備、維持管理が必要である。</p> <p>○都市の緑地は、震災等の災害時における火災延焼遮断帯や避難場所あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っているという側面もあるため、積極的な保全が必要である。</p> <p>○本市では、みどり豊かで、防災に強い、安全、快適な街並みをつくるため、道路に面して新たに生け垣をつくる場合に費用の一部を助成している。</p>	<p>○延焼を抑制するため、場所に応じたみどりの整備や維持管理を行う。</p> <p>○みどりの拠点(広域交流拠点)は、大規模な都立公園、霊園及び大学を位置付け、防災機能や景観・環境保全等の複数機能を備えたみどりを維持する。</p> <p>○「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、私有地のみどりの保全に努める。</p> <p>○公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をする。</p> <p>○みどり豊かで、防災に強い、安全、快適な街並みをつくるため、「小金井市生け垣造成奨励金交付制度」を活用し、生け垣造成を推進する。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>避難道路の整備(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課)</b>	
<p>○市民が安全に避難するため、避難経路の点検等の安全対策を施す必要がある。</p>	<p>○震災時に市民が避難場所へ安全に避難できるよう避難道路の新設、拡幅を行うほか、避難道路に架かる橋りょうの補修を実施する。</p> <p>○緊急時における住民の安全な避難を確保するため、避難路周辺における建築物の耐震化・不燃化や災害時の延焼遮断となる緑地の確保を促進する。</p> <p>○災害時における避難経路等の安全点検を平常時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組む。</p> <p>○避難を円滑に行うため、避難場所を表示する標識の整備を行う。</p> <p>○市全体に張り巡らされた都市計画道路の整備を推進し、避難場所への避難道路として活用を図る。</p> <p>○安全な歩行空間を確保するために、指定開発事業の開発対象地に接する道路後退指導を適切に行う。</p>
<b>無電柱化の促進(都市計画課、道路管理課)</b>	
<p>○災害時には大規模地震や大型台風などに起因する電柱の倒壊により、避難、救助活動及び物資輸送等の妨げとなることが想定されることから、無電柱化を計画的に取り組む必要がある。</p>	<p>○東京都無電柱化推進計画に基づき、都市計画道路の無電柱化を推進することで、災害時の救助活動の円滑化など都市防災機能の一層の向上を図る。</p> <p>○小金井市無電柱化推進計画に基づき、市道における無電柱化の必要性や効果の早期発現等を総合的に評価し、整備効果の高い路線等を優先的に整備を行う。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>オープンスペースの整備(地域安全課、環境政策課)</b>	
<p>○災害時に、避難誘導、救出救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。</p> <p>○市街地の中の公園・緑地等のオープンスペースは、地域環境の保全ばかりでなく、震災時における避難者の安全を確保し、火災の延焼阻止を図るうえで、重要な役割を担っている。</p> <p>○応急対策活動を迅速かつ効率的に行うため、オープンスペースの把握及び整備が必要である。</p>	<p>○具体的なオープンスペース使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、市民に周知する。</p> <p>○災害時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。</p> <p>○公園の新設、既存公園の拡充によりオープンスペースを確保し、火災の延焼阻止を図るため、公園の整備に努めていく。</p>
<b>総合防災訓練の実施(地域安全課)</b>	
<p>○大規模地震に備え、地域が一体となった体制づくりが必要である。</p>	<p>○震度6弱以上の大地震を想定し、市、関係防災機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。</p>
<b>合同防災訓練の実施(地域安全課)</b>	
<p>○地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の各組織の協力が必要である。</p> <p>○地域の防災連携体制を確立するため、地域住民主体の合同防災訓練が必要である。</p>	<p>○消防署、消防団をはじめ災害時支援ボランティア等、組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練(図上訓練及び実践的訓練等)の実施を推進する。</p> <p>○地域の防災連携体制を確立するため、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。</p>
<b>都総合防災訓練への参加(地域安全課)</b>	
<p>○震災等の災害は都の全地域において発生する場合も考えられることから、広域防災体制の強化が必要である。</p>	<p>○防災の日に都が実施する総合防災訓練へ、市、関係防災機関及び地域住民が参加し、広域防災体制の強化を図る。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>避難場所の整備(地域安全課)</b>	
<p>○災害時に危険な環境にいる被災者の避難場所を確保するため、一時避難場所及び広域避難場所を整備する必要がある。</p>	<p>○避難場所となりうる可能性がある空間における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。</p> <p>○避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。</p> <p>○一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、集合した市民の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド及び公園等を指定する。</p> <p>○地震等の大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを広域避難場所として指定する。</p>
<b>教育施設の安全対策(児童青少年課、庶務課、学務課、指導室)</b>	
<p>○震災時、児童の安全を確保するため、学童・児童館及び学校における避難計画の作成が必要である。</p> <p>○小中学校における月1回の防災訓練や安全指導、教職員を対象とした防災に関する研修に関しては、「学校防災体制の整備」等を活用し、学校運営協議会等とも連携しながら、学校施設の状況や地域の実情を勘定した学校の防災体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>○災害状況に応じ、学童・児童館職員及び校長を中心に全職員が協力して、児童の安全確保が図れるよう、避難計画の作成等の指導を行う。</p> <p>○小中学校における月1回の防災訓練や安全指導、教職員を対象とした防災に関する研修に関しては、「学校防災体制の整備」等を活用し、学校運営協議会等とも連携しながら、学校施設の状況や地域の実情を勘定した学校の防災体制の充実を図る。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>建築物の応急危険度判定等の体制整備(建築営繕課)</b>	
<p>○地震発生時には、市民の安全確保と都市の迅速な復旧が急務となる。特に、建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定など)を行い、必要な措置を講じることが求められる。大規模地震が発生した場合、被災建築物は最大3,240棟に及ぶと考えられ、これらの被災建築物について応急危険度判定を迅速に行うためには、民間の建築技術者の協力が不可欠である(登録判定員 108 人 令和3年6月末現在)。</p>	<p>○都や関係団体と連携して、速やかに応急危険度判定員の派遣等の支援体制が構築できるように、災害時における体制を整備していく。</p>
<b>消防団の活動体制の充実(地域安全課)</b>	
<p>○消防団は、常備消防、行政と自主防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。</p> <p>○今後も、災害発生に備えの確かつ迅速に対応できるよう、消防団活動を強化・充実するため、消防資器材等の装備品の充実を図り、また、東京都消防訓練所及び消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る必要がある。</p> <p>○消防団は、条例定数83人に対し、消防団本部及び5個分団で団員数は67人(令和3年4月現在)と、不足している状況である。震災時には消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動、避難誘導等に従事し、また平常時には地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っているため、地域防災力を向上させるためにも充足を図る必要がある。</p>	<p>○消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。</p> <p>○各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。</p> <p>○上級救命講習に参加することにより消防団員の応急救護技能の向上を図る。</p> <p>○地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。</p> <p>○震災時等における消防団体制を補完するため、体制の多様化や消防団 OB で組織される消防災害支援隊の強化について検討する。</p> <p>○消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、装備資機(器)材及び通信資機材の充実・強化を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。なお、可搬ポンプ及び救助資器材等の搬送用車両の確保を推進する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>自主防災組織の活性化(地域安全課)</b>	
<p>○大規模災害時には、救助、救援要請が同時多発的に発生することが考えられ、公的機関による救助・救急活動が絶対的に不足するおそれがある。そのため、地域の防災力を担う町会・自治会を中心とする自主防災組織をはじめ、関係団体が互いに連携し防災に取り組める環境を整備していく必要がある。</p> <p>○現在、自主防災組織の結成されていない空白地域もあり、地域における共助の推進を図るべく、自主防災組織の結成を推進し、地域の共助体制を強化していくことが必要である。また、結成されている地域においても活躍する住民の高齢化が進んでいるため、地域全体で活動できるよう更なる支援に努める必要がある。</p>	<p>○空白地域の解消に努めるため、町会・自治会への組織化を中心とした呼びかけを積極的に行っていく。</p> <p>○自主防災組織を活性化し、震災後に効果的な活動を展開するために、活動用資機(器)材の充実及び活動環境の整備に努める。</p> <p>○消防署と連携し、自主防災組織を対象とした救出救護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練及び避難所運営訓練の支援や指導を行う。</p> <p>○都が実施するリーダー養成講習会、防災講習会、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。</p>
<b>大学と自主防災組織の連携強化(地域安全課)</b>	
<p>○本市は、大学などの教育・研究機関が集積している。災害時におけるより広域な地域協力を行うため、大学と地域との連携を進めることが必要である。</p>	<p>○大学等と自主防災組織及び周辺住民との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する。</p>
<b>マンション管理組合における防災対策の支援(地域安全課、まちづくり推進課)</b>	
<p>○特に首都直下地震が予想される都内においては、各管理組合が個々のマンション事情に応じて、いかに大地震に備えた体制づくりをするかということが重要になっている。</p> <p>○マンション管理において、適正な管理として積立金や補修等が行われていないマンションがある。そのため、管理組合による自主的かつ適正な維持管理を促進する必要がある。</p>	<p>○都の作成するマンション管理ガイドの周知啓発やマンションの消防計画に基づく防災訓練などにより、防災意識の向上を目指す。</p>
<b>避難情報の発令基準の整備(地域安全課)</b>	
<p>○住民への避難を適切に呼びかけるため、避難情報の発令基準を整備する必要がある。</p>	<p>○「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」に基づき、避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)を含めたマニュアルを策定する等、避難情報が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>緊急地震速報の館内放送導入検討(地域安全課)</b>	
<p>○公共施設利用者の被害を抑えるため、緊急地震速報の館内放送導入が必要である。</p>	<p>○気象庁から配信される緊急地震速報は、地震発生直後に各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるシステムである。強い揺れの前に、自らの身を守る態勢を整える等の活用が期待されることから施設の館内放送等の導入の検討を行う。</p>
<b>事業者における施設内防災対策(経済課)</b>	
<p>○近年発生した大地震の被害状況を分析すると、家具類の転倒及び落下・移動を原因とする負傷者が発生している。</p> <p>○地震発生時の被害を減らすためにも、家具類の転倒対策及び施設内の安全点検が重要である。</p>	<p>○事業者は、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者(発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者)の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。</p> <p>○事業者は、施設内に従業員等がとどまれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。</p>
<b>防災広報の充実(地域安全課、都市計画課)</b>	
<p>○市民及び事業者の防災意識の高揚のため、備えに対する広報・啓発が必要である。</p> <p>○都では、地震に強いまちづくりを進める参考として、また、都民の防災への関心を高めるため、概ね5年ごとに「地震に関する地域危険度測定調査」を実施し、調査結果を公表している。「地震に関する地域危険度測定調査」等を活用し、地域特性に沿った防災関連情報を提供する必要がある。</p>	<p>○市は、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るため、市民及び事業者を対象とした防災マップの作成・配布、講習会の実施、市報、災害対策や災害に関する知識の普及に努める。</p> <p>○幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。</p> <p>○都では定期的に「地震に関する地域危険度測定調査」等を実施しており、市はこの調査等を活用し、ホームページ等により地域の防災関連情報を提供する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>外国人住民への防災知識の普及(地域安全課、コミュニティ文化課)</b>	
<p>○情報をキャッチしづらい環境にある外国人に対して、多言語に対応した防災意識の啓発が必要である。</p>	<p>○都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p> <p>○東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。</p> <p>○地域の国際交流関係団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図る。</p> <p>○「やさしい日本語」に関する講座の定期的な実施や、防災をテーマにした交流イベントの実施など、防災知識の普及啓発に努める。</p>

**1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生**

脆弱性評価	推進方針
<b>市街地整備の推進【再掲⇒1-1)、1-3)、7-1)】(都市計画課、まちづくり推進課)</b>	
<b>木密住宅密集市街地の解消と拡大抑止(都市計画課、まちづくり推進課)</b>	
<p>○市内では「木造住宅密集地域」、「農地を有し防災性の維持向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造密集地域と同等である地域」が指定されている。木造建物は耐震性や耐火性が低いほか、道路が狭あいだで木造の建物の密集が進んでいる区域では、延焼の危険がある。耐震性・耐火性の向上のほかに、密集の解消等都市基盤整備を行う必要がある。</p>	<p>○既成市街地の一部において存在する木密住宅密集市街地は、災害時の延焼防止、避難、救急活動などに問題があるため、建物の耐震化や不燃化とともに道路などの基盤施設の計画的な整備推進を検討する。</p> <p>○宅地の細分化防止により建て詰まりを抑制する。</p>
<b>防火地域・準防火地域等の指定拡大(都市計画課)</b>	
<p>○都市型火災に対する体質強化のため、防火地域等の指定拡大を進める必要がある。</p>	<p>○都市型火災に対する体質強化を図るため、防災上必要な地域を中心に都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域等の指定拡大に努める。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>延焼遮断帯の形成(都市計画課)</b>	
<p>○火災延焼防止や都市空間における防災機能向上のため、延焼遮断帯の形成が必要である。</p>	<p>○市街地火災の延焼を防ぎ、災害時における広域避難場所、一時避難場所及び避難所への避難経路並びに救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯の形成を推進し、地域の安全性の向上を図る。</p>
<b>都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、2-1)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】(環境政策課)</b>	
<b>オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、7-1)、8-4)】(地域安全課、環境政策課)</b>	
<b>農地等の保全管理(経済課、農業委員会)</b>	
<p>○市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、井戸等の農業用施設の活用、被災者への生鮮食料供給等重要な役割を担っているため、積極的な保全が必要である。</p> <p>○都市化の進展と相続などによる農地の減少、高齢化による規模縮小など、農業を取り巻く環境は、年々厳しくなっている。しかし、農地は、災害時の避難場所や食料を確保する防災機能を有していることから、農地等の保全管理に努める必要がある。</p>	<p>○営農支援や井戸等の農業用施設の設置に対する補助等により、生産機能や環境防災機能をもつ農地の保全に努める。</p> <p>○平成 30 年に生産緑地の貸借をしやすくするための法律が施行されたことから、JA等の関係機関と連携し、営農が困難な農地の貸借を進めること等により、農産物の生産に加え、防災等の多面的な機能を有する都市農地の保全・活用を推進する。</p>
<b>避難道路の整備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課)</b>	
<b>狭あい道路の解消促進(都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課)</b>	
<p>○本市の道路は、幅員4m未満の狭あい道路が多く、円滑な交通に支障をきたし、緊急時や災害時の諸活動の妨げにもなっている。</p>	<p>○消防活動が困難な区域の解消や避難場所への連絡を確保するため、狭あい道路の拡幅など、生活道路の改善を進める。</p> <p>○住宅市街地全体での防災性を高めるため、建築物の建て替えに伴うセットバックや地区計画等の推進により、緊急車両の進入が困難な狭あい道路の解消に努める。</p>
<b>保育園等における災害対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-5)】(保育課)</b>	
<b>避難路の通行確保対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、学務課)</b>	



脆弱性評価	推進方針
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<b>空家等の利活用【再掲⇒1-1)、7-1)】</b> (まちづくり推進課)	
<b>空家等の適正管理の促進【再掲⇒1-1)、7-1)】</b> (地域安全課、環境政策課、ごみ対策課、道路管理課)	
<b>特定空家等への対応【再掲⇒1-1)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>消防水利の確保</b> (地域安全課)	
○市では、消火栓、防火水槽、貯水池、受水槽、プール等の消防水利が 1,449 か所(令和3年4月1日時点)設置されているが、効果的な消火活動のため、既存の水利の整備及び消防水利の確保が必要である。	○効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。
<b>消防団の活動体制の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>市職員に対する防災教育の充実</b> (地域安全課)	
○市職員が災害対策活動を円滑に行うためには、災害時の行動マニュアル作成や市職員への防災教育が必要である。	○震災等の災害時における適切な判断力を養い、災害対策活動の円滑な実施を期するため、災害時の「職員行動マニュアル」を作成し、災害発生シナリオを用いた災害図上訓練、上級救命講習受講、防火防災訓練等、様々な機会を通じて職員の防災教育を推進する。
<b>自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、2-5)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>大学と自主防災組織の連携強化【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、2-2)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>合同防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>都総合防災訓練への参加【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>教育施設の安全対策【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)、7-1)】</b> (児童青少年課、庶務課、学務課、指導室)	
<b>避難場所の整備【再掲⇒1-1)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>避難情報の発令基準の整備【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】</b> (地域安全課)	
<b>防災広報の充実【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】</b> (地域安全課、都市計画課)	



脆弱性評価	推進方針
<b>大規模地震時の電気火災対策の推進(地域安全課)</b>	
○大規模地震時の家庭・事業所等における火災を防止するため、通電火災の危険性周知及び電力供給の遮断を補助する感震ブレーカー等の器具の設置の必要性を啓発する必要がある。	○大規模地震時の家庭・事業所等における火災を防止するため、広報等を通じて通電火災の危険性を周知するとともに、防災用品の販売・取付あっせん事業を継続して実施することで、感震ブレーカー等の普及啓発及び設置促進を図る。
<b>外国人住民への防災知識の普及【再掲⇒1-1)、1-3)、1-4)】(地域安全課、コミュニティ文化課)</b>	

### 1-3) 突発的又は広域的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
<b>総合的な治水対策(環境政策課、下水道課、都市計画課)</b>	
○野川及び仙川の氾濫を防止するため、総合的な治水対策が必要である。 ○浸水被害の防止、地下水・湧水の保全・回復などを目的とした、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置を促進する必要がある。	○市は都と連携して治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。 ○河川・下水道施設の連携による調節池・浸透貯留施設等、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。 ○住宅の敷地内への雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置のための支援を行うなど、河川や下水道への雨水流入の抑制を促進する。
<b>都市部における内水浸水対策(下水道課、道路管理課)</b>	
○近年、局地的な大雨(いわゆるゲリラ豪雨)の頻発により、道路冠水等の内水氾濫のリスクが増大している。このため、冠水実績箇所周辺等の側溝・水路の整備を早急に進める必要がある。	○ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺等の側溝等の整備、補修・更新を推進する。 ○時間 50 ミリを超えるような局地的集中豪雨による、浸水被害、降雨特性及び浸水被害の発生状況等を踏まえ、雨水流出抑制対策等の施設整備を行うなど、水害対策の強化を図る。

脆弱性評価	推進方針
<b>下水道の整備(下水道課)</b>	
<p>○市内の下水道は合流式下水道(一部地域では分流式下水道)が整備されており、普及率は100%となっている。</p> <p>○既存施設の機能を維持するために、適切な管理が必要である。</p>	<p>○下水道の適切な維持管理を推進するため、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行う。</p>
<b>雨水流出抑制対策の推進(総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、下水道課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>	
<p>○降雨による浸水被害を防止するため、雨水流出抑制対策が必要である。</p>	<p>○流域対策として住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策等を推進していく。</p> <p>○公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場等、既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を推進する。</p> <p>○ビルの屋上緑化や道路における透水性舗装及び浸透ます設置を進める。</p>
<b>市街地整備の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、7-1)】(都市計画課、まちづくり推進課)</b>	
<b>避難道路の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課)</b>	
<b>倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>	
<b>避難路の通行確保対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、学務課)</b>	
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b>	
<b>保育園等における災害対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-1)、2-5)】(保育課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
<b>防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策推進(地域安全課)</b>	
○適切な水害対策をとるため、防災拠点施設の点検と水害時の対策を行う必要がある。	○市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。 ○市は、水防活動、避難活動及び避難者支援に必要な資器材並びに物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。
<b>水防訓練の実施(地域安全課)</b>	
○適切な水防活動を行うため、水防部隊の練度向上が必要である。	○水防法及び本計画に基づき風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。また、訓練の実施に当たっては、市民参加による水防工法や簡易水防工法の体験等を通して風水害に対する意識啓発を行う。
<b>タイムラインの運用(地域安全課)</b>	
○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。	○災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。
<b>避難情報の発令基準の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4】(地域安全課)</b>	
<b>浸水予想区域の要配慮者利用施設及び地下街等の把握と避難体制の確立(地域安全課)</b>	
○浸水予想区域の要配慮者利用施設及び地下街は、水害時に大きな被害が予想されるため、迅速な避難体制の確立が必要である。	○浸水予想区域の要配慮者利用施設又は地下街等については施設名称及び所在地の把握を行うとともに、情報伝達方法の検討を行い、円滑かつ迅速な避難体制の確立を目指す。

脆弱性評価	推進方針
<b>自主避難の促進(地域安全課)</b>	
<p>○2019年10月の台風19号接近に伴い、市は初めて自主避難所を設置した。</p> <p>○自主避難所設置を円滑に行うため、小金井市自主避難所運営マニュアルを作成した。</p> <p>○非常に強い警戒を要する台風が市に接近する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で、洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合において、避難指示等の発令がなされていない時でも、事前の避難を希望される方のうち、親類や知人宅などの安全で安心できる場所を確保できない方を対象とした避難先が必要である。</p>	<p>○近年の大規模な豪雨災害に対応するため、小金井市自主避難所運営マニュアルを適宜見直していく。</p> <p>○安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保を住民等に促す取組を行う。</p> <p>○自主避難に備え、日頃から家庭用備蓄を行うよう防災マップ等により自助の重要性を周知する。</p>
<b>消防団の活動体制の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、2-5)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>大学と自主防災組織の連携強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、2-2)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>教育施設の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)、7-1)】(児童青少年課、庶務課、学務課、指導室)</b>	
<b>水害対策の普及啓発(地域安全課)</b>	
<p>○水害による市民の被害を防止するため、ハザードマップ等の周知による水害対策の啓発が必要である。</p>	<p>○市民に対しては、水害の危険性や対策の必要性を市報及びホームページ等への掲載を通じて広報する。</p> <p>○東京都都市型水害対策連絡会が作成・公表した「野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」及び「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図」を踏まえ、市が作成した「小金井市浸水予想区域図」に基づき、市は防災上の課題について調査・検討したうえで、ハザードマップを作成する。</p> <p>○市は、ハザードマップにより、市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにする。</p>
<b>防災広報の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】(地域安全課、都市計画課)</b>	
<b>外国人住民への防災知識の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-4)】(地域安全課、コミュニティ文化課)</b>	

#### 1-4) 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
<b>急傾斜地崩壊危険箇所の安全化(地域安全課)</b>	
<p>○土砂災害による被害を抑えるため、急傾斜地崩壊危険箇所の安全化を促進する必要がある。</p>	<p>○急傾斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、市は、土地の所有者等関係住民の理解と協力を得て都に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を要請し、急傾斜地の安全化の促進を図る。</p>
<b>がけ・よう壁安全対策(地域安全課、まちづくり推進課)</b>	
<p>○国分寺崖線区域沿いにおいて、危険度が高いがけ・よう壁が存在しているため、がけ・よう壁の耐震化を促進することが重要である。</p> <p>○がけ崩れ発生防止のため、総合的ながけ崩れ防止対策が必要である。</p>	<p>○危険度が高いがけ・よう壁の把握に努めるとともに、崩壊による被害防止のため、ハザードマップや市報等により、がけに対する注意事項について周知する。</p> <p>○がけ・よう壁の安全性対策や耐震性に関する相談体制を強化していくとともに、がけ・よう壁の防災対策工事等への助成制度による支援の検討を行う。</p> <p>○本市は国分寺崖線を有し、がけやよう壁の崩壊による、道路閉塞や建築物、人命への危険性が想定されることから、がけ崩れの恐れのある危険箇所などの情報提供を行うとともに、危険と判断されるがけ地については、所有者・管理者に対して安全対策の実施を促すものとする。</p> <p>○がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、急傾斜地法に基づく総合的ながけ崩れ防止事業の促進に努める。</p>
<b>宅地造成工事規制区域の安全化(まちづくり推進課)</b>	
<p>○宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第3条の規定に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れや土砂の流出等の災害が発生するおそれ大きい地域として、市内の中央部を東西に貫く国分寺崖線一帯を宅地造成工事規制区域として指定している。</p> <p>○がけ・よう壁等による被害を抑えるため、所有者・管理者等に対して宅地保全等の指導を行う必要がある。</p>	<p>○既存の危険ながけ・よう壁の所有者・管理者等に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>避難道路の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】</b> (地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課)	
<b>避難路の通行確保対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】</b> (地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、学務課)	
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<b>保育園等における災害対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-5)】</b> (保育課)	
<b>土砂災害に対する警戒避難体制の整備</b> (地域安全課)	
<p>○都は、令和元年9月26日付で、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定した。小金井市内では、土砂災害警戒区域10か所と土砂災害特別警戒区域8か所が該当する。土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進していく必要がある。</p> <p>○土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する必要がある。</p>	<p>○土砂災害ハザードマップの定期的な改定及び土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を強化する。</p> <p>○土砂災害警戒区域等に指定されている地域の住民が、安全に避難できるよう、防災マップの配布等により、その地域や防災に関する情報を周知する。</p>
<b>タイムラインの運用【再掲⇒1-3)】</b> (地域安全課)	
<b>避難情報の発令基準の整備【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】</b> (地域安全課)	
<b>自主避難の促進【再掲⇒1-3)】</b> (地域安全課)	
<b>消防団の活動体制の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、2-5)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>大学と自主防災組織の連携強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、2-2)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>被災宅地危険度判定等の体制整備</b> (まちづくり推進課)	
<p>○災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、がけ崩れ等の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る必要がある。</p>	<p>○都と連携して、速やかに被災宅地危険度判定士の派遣等の支援体制が構築できるように、災害時における体制を整備していく。</p>

脆弱性評価	推進方針
教育施設の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、7-1)】(児童青少年課、庶務課、学務課、指導室)	
防災広報の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】(地域安全課、都市計画課)	
外国人住民への防災知識の普及【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】(地域安全課、コミュニティ文化課)	

#### 1-5) 避難行動要支援者への支援の不足等による死傷者の増大

脆弱性評価	推進方針
<b>災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実(地域福祉課)</b>	
<p>○災害時避難行動要支援者対策として、町会・自治会との連携が重要となるため、要配慮者を地域で支える支援体制作りを確立し、広げていく必要がある。</p> <p>○障がいのある人への調査によると、災害時に一人で避難できない人が4割を超えている。災害時に備え、障がい者等、災害時の避難に支援を要する人(避難行動要支援者)の避難行動要支援者名簿への登録が重要となるが、障がいのある人への調査、障がい施策に関する一般市民調査ともに、名簿の認知度は1割弱となっており、避難行動要支援者名簿の周知を進める必要がある。</p> <p>○本市では、民生委員、警察署、消防署との名簿の共有実施、民生委員の個別訪問による避難行動要支援者登録を進めるとともに、町会・自主防災組織の協力を得て、7地区と協定を締結し、2地区において避難行動要支援者の個別支援計画を作成している。</p> <p>○令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別支援計画を作成することが市町村の努力義務とされた。今後も、名簿の適切な共有を進めるとともに、個別支援計画の作成を促進する必要がある。</p>	<p>○災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等(避難行動要支援者)を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行う。</p> <p>○民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報保護に配慮しつつ、避難行動要支援者簿に基づく避難支援のための個別支援プラン(個別支援計画)の作成を進める。加えて、地域住民に「支援者」となってもらい、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進める。</p> <p>○市は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障がい者といった避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者の情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生・児童委員、自治会等との協力体制の構築を進め、緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備する等、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指す。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>浸水予想区域の要配慮者利用施設及び地下街等の把握と避難体制の確立【再掲⇒1-3】(地域安全課)</b>	
<b>社会福祉施設等における防災力の向上(地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設の被災を想定し、利用者の避難をサポートするため、地域協力体制づくりが必要である。</li> <li>○社会福祉施設等の防災力を向上させるため、防災設備の整備や地域及び施設間の連携が必要である。</li> <li>○スムーズな避難行動の習得のため、施設に応じた訓練内容の充実が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</li> <li>○自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。</li> <li>○各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。</li> </ul>
<b>高齢者を見守る地域のネットワーク等の有効利用(地域福祉課、介護福祉課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市では、ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯の方等に住み慣れた地域で生活する高齢者を見守る地域のネットワークの一環として、種々のサービスを提供しており、市内4か所の地域包括支援センターや民生委員等の関係機関、市内の民間事業者と連携し、見守りを行い、高齢者の支援システムを整備している。</li> <li>○災害時における高齢者の安全確保のため、地域のネットワークを活用する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者を見守るネットワークの災害時における有効利用について検討していく。</li> </ul>
<b>介護職員宿舎借上支援事業の推進(介護福祉課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に要配慮者が安心して生活できる体制を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に所在する地域密着型サービス事業所の介護職員の宿舎の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>要配慮者等に配慮した情報提供方法の構築(地域安全課)</b>	
<p>○全ての市民に災害情報を周知するため、市民の特性に応じた情報提供体制が必要である。</p>	<p>○要配慮者や帰宅困難者等に配慮し、個別ニーズに対応した情報提供方法を構築していく。</p> <p>○在住外国人に対して、多言語及びわかりやすい日本語での情報提供方法を構築し平常時から情報提供を行う。</p>
<b>障がいのある人に配慮した防災システム整備(地域福祉課、自立生活支援課)</b>	
<p>○障がいのある人は、災害時における避難や情報入手が難しいため、特に配慮が必要である。災害などの緊急時における障がいのある人たちの安全を確保するためのシステム作りが必要である。</p>	<p>○災害などの緊急時における障がいのある人たちの安全確保を図るため、消防署など関係機関や自主防災組織等と連携をとりながら、情報伝達や避難・誘導、避難所での物資調達などの面でそれぞれの障がいに配慮した防災システムを整備する。</p>
<b>防災設備の外国語表記推進(地域安全課)</b>	
<p>○外国人でも防災活動を行えるようにするため、防災設備の多言語化が必要である。</p>	<p>○消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価	推進方針
<b>物資輸送体制の整備(地域安全課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内には2か所の緊急物資輸送拠点があるが、ほかの施設の利用を検討する必要がある。</li> <li>○災害時における車両燃料等の確保を図るため、東京都石油商業組合多摩東支部との間に「災害時における燃料等の供給に関する協定書」の締結をしている。</li> <li>○物資等の輸送を円滑に行うため、輸送車両や車両燃料を確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災等の災害時、都等から輸送される緊急輸送物資並びに調達した食品及び生活必需品等の受入れ、配給、被災地への輸送等を集中的・効率的に行う緊急物資輸送拠点(地域内輸送拠点)を確保する。</li> <li>○市保有の車両で不足が生ずる場合に備えて、輸送事業者との協定により輸送態勢の確保を図る。</li> </ul>
<b>応急給水体制の確保(地域安全課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○断水した場合において、住民の生活に最低限必要な生活用水を確保するため、飲料水を得られる給水拠点(浄水所)や給水車、避難所内の応急給水栓等からの供給体制を整備していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、指定給水拠点(浄水所)において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水、照明設備等の整備及び施設方法の変更を行う。</li> <li>○円滑な給水活動が可能なように、給水活動に関するマニュアルを作成しておく。</li> <li>○消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多面的な飲料水確保策について、都水道局及び市の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。</li> <li>○水道水の長期間にわたる供給停止に備え、給水車を整備する。</li> <li>○上水道が寸断された場合に備えるため、井戸を所有している住民等に協力を要請した上で、井戸マップ等を作成し、生活用水の確保を図る。</li> </ul>
<b>燃料油供給体制の整備(地域安全課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○停電時の施設機能維持のため、燃料供給体制の整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結等を行う。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>備蓄スペースの確保(企画政策課、地域安全課、庶務課)</b>	
○新たな被害想定に対応した備蓄を進めていくためには備蓄スペースの確保が必要である。	○災害時に必要となる食糧や飲料水等の備蓄品を保管するスペースの拡充を推進する。
<b>自助・共助・公助による備蓄物資の確保(地域安全課)</b>	
○市の備蓄物品だけでは、被害の程度によって全ての被災者に行き渡らない場合があるため、市民・事業者等が自ら物資を備蓄するよう意識の向上を図っていく必要がある。 ○避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、本市の備蓄計画に基づき、公的備蓄を維持・充実する必要がある。	○公的備蓄物資の確保を継続するとともに、市民一人ひとりの自助を強化するため、各家庭での一週間分の食料、飲料水、最低限の生活物資及び医薬品等の備蓄の必要性について、あらゆる機会をとらえて啓発に努める。 ○備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄を維持・充実する。
<b>小中学校における生徒用の備蓄検討(学務課)</b>	
○小中学校において、児童・生徒の引き渡しに困難な場合に備えるため、食料等を備蓄する必要がある。	○「学校防災体制の整備」等に基づき、保護者等との連絡体制を平常時から整備するとともに、発災時には、児童・生徒の安全確保に努め、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等を計画的に備蓄していく。
<b>農地等の保安全管理【再掲⇒1-2)、5-6)、7-1)、7-5)】(経済課、農業委員会)</b>	
<b>停電時の対応力強化(地域安全課、管財課)</b>	
○停電時の施設機能維持のため、停電を想定した訓練の実施等が必要である。	○ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。 ○各施設設置・管理者においては電力を供給する設備の優先順位を定める。
<b>災害派遣部隊受入体制の整備(地域安全課)</b>	
○迅速かつ的確な災害支援体制を整えるため、災害派遣部隊の受入体制を整備する必要がある。	○いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのかについての計画を定める。また、災害派遣部隊の受入れに際して必要となる資器材を調査、準備するとともに、施設等の使用が必要となることが想定される場合は、当該施設管理者の了解を得る。

脆弱性評価	推進方針
<b>他の地方公共団体との協定等の締結(地域安全課)</b>	
○災害時に他自治体から円滑な協力を得るため、協力体制を確立する必要がある。	○災害時において、被災者の他地区への輸送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
<b>民間事業所等との連携強化(地域安全課)</b>	
○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する必要がある。 ○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、協定締結団体と連携体制の強化を図る必要がある。	○災害発生時に、物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との災害に関する応援協定の締結を推進する。 ○災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。
<b>広域防災拠点の整備(地域安全課)</b>	
○大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める必要がある。	○大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
<b>交通の安全と円滑化(管財課、交通対策課)</b>	
○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する必要がある。	○震災時における交通の安全と円滑化を図るための対策を検討する。また、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法に規定する指定機関等が保有する車両で、かつ、災害応急対策や緊急輸送に使用する計画のある車両については、できる限り緊急通行車両等の事前届出を行っておく。
<b>(仮称)新福祉会館災害時機能転換(地域安全課、地域福祉課、健康課)</b>	
○(仮称)新福祉会館は、災害発生時には平常時の施設利用から機能転換を行い、新庁舎内に設置される災害対策本部や防災関係機関との連携を図りながら、災害活動の中心的拠点としての役割を担うことを想定しているため、機能転換に向けた連携体制の強化が必要である。	○災害発生時の機能転換に向けた連携体制の強化を行う。

脆弱性評価	推進方針
<b>企業の事業継続計画(BCP)の策定促進(地域安全課、経済課)</b>	
<p>○災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でもできるだけ早期に復旧できるようにするため、予め事業継続計画(BCP)を策定しておくことが極めて有効である。国や都、商工会等の関係機関等と連携し、市内企業におけるBCP策定を促進する必要がある。</p>	<p>○国や都、商工会等の関係機関等と連携し、BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等を行い、市内企業におけるBCP策定を促進する。</p>
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-3)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>合同防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-3)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>都総合防災訓練への参加【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-3)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>生活継続可能な住宅の普及促進(環境政策課)</b>	
<p>○災害時、市民が住宅内で生活できるようにするため、生活の継続が可能な機能を備えた住宅の普及が必要である。</p>	<p>○住宅用燃料電池コージェネレーションシステムや蓄電池システム等の機器の普及を促進する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	
<p>○災害により大規模停電が発生した場合においても、防災拠点となる公共施設の機能を維持するため、様々な手段による電源確保を行う必要がある。</p> <p>○災害対策本部活動拠点において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備等を適切に設置しておく必要がある。</p> <p>○災害時、情報収集の手段としてスマートフォンの活用が目立つことから、長期間の停電が発生するような場合には、住民のみならず来訪者のためのスマートフォンの充電対策を検討する必要がある。</p>	<p>○停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新に併せて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入する。</p> <p>○市は、都と連携し、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図るとともに、コージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進する等、民間事業者の連携を推進する。</p> <p>○災害対策本部活動拠点において、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努める。また、災害時に防災拠点機能が継続できるよう、電気・空調・水道等の供給経路を二重化する等のライフラインの代替性を確保する。</p> <p>○長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所を含めた公共施設の電源を確保する。</p> <p>○防災拠点となる施設について設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化する。</p>
<b>再生可能エネルギーの導入拡大(管財課、環境政策課)</b>	
<p>○再生可能エネルギーの導入拡大を国や都などの関係機関と連携を図りながら推進することが必要である。</p>	<p>○太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を国や都などの関係機関と連携を図りながら推進する。</p>
<b>人工呼吸器使用者のための非常用電源の確保・充実(自立生活支援課、介護福祉課、健康課)</b>	
<p>○人工呼吸器使用者が災害により生命の危険にさらされることのないよう支援する必要がある。</p>	<p>○人工呼吸器使用者については、市、保健所、要配慮者が自助共助により一体となって支援を図り、避難所へ避難した場合には、発電機補助等を図り、共助による避難所への避難支援の確立を図る。また、要配慮者の避難所の確保を推進する。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>防災拠点となる公共施設の防災機能強化</b> （地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課、庶務課、生涯学習課）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災時、防災拠点の機能を確保するため、情報機能の強化及び公共施設のバックアップ機能強化が必要である。</li> <li>○応急活動拠点の機能向上を図るため、設備等の充実が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市及び関係防災機関は、各拠点施設の応急活動に必要な機能の整備・充実を図る。</li> <li>○防災拠点となる施設については、耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化する等、より効果的な拠点形成を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。</li> <li>○総合体育館・学校・その他公共施設等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。</li> </ul>
<b>保育園等における災害対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-5)】</b> （保育課）	
<b>道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> （道路管理課、交通対策課）	
<b>倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> （総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館）	
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> （企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館）	
<b>民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> （地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課）	
<b>緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> （まちづくり推進課）	
<b>橋りょうの改修</b> （道路管理課）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時のネットワークを確保するため、定期的に橋りょうの点検や補修をする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路法に基づき平成26年度から橋りょう点検を行っており、平成27年度に橋りょう長寿命化計画を初めて策定し、5年後の令和2年度に改定した。今後も5年間隔で点検を行い、必要な補修を行うことで安全確保に努める。</li> <li>○橋りょう長寿命化計画においては、道路交通の「安全性」「信頼性」の確保。「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換、予算の平準化とコスト削減を図ることとしている。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】(環境政策課)</b>	
<b>無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)</b>	
<b>緊急輸送ネットワークの整備(地域安全課、都市計画課、道路管理課)</b>	
<p>○地震等の大規模災害発生直後から、基幹的な陸上交通ネットワークが機能停止する事態を防ぎ、救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うため、市緊急輸送ネットワーク指定路線をはじめとする幹線道路の整備を推進する必要がある。</p>	<p>○市役所や避難所等の災害時の市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。</p> <p>○市緊急輸送ネットワーク指定路線(北大通り、緑中央通り)を小金井市緊急道路障害物除去路線として、地震発生時に早急に啓開を図るべく、安全確保に努める。</p> <p>○幹線道路の整備を推進する。</p>
<b>オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、1-2)、2-2)、2-3)、7-1)、8-4)】(地域安全課、環境政策課)</b>	

## 2-2) 自衛隊、警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	推進方針
<b>自衛隊との連携強化(地域安全課)</b>	
<p>○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と連携体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>○災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。</p>
<b>警察との連携強化(地域安全課)</b>	
<p>○災害時における治安悪化や交通事故の多発等を防止するため、警察と連携強化を図る必要がある。</p>	<p>○災害時の治安悪化や交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>災害救助法適用に係る被害状況調査体制の整備(地域安全課)</b>	
○大規模災害時の救助活動要請を迅速に行うため、災害救助法の適用に係る体制を整備する必要がある。	○災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を知事に直ちに報告しなければならないため、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 ○災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
<b>ヘリサインの整備(地域安全課)</b>	
○避難所となる市立中学校やその他の公共施設を対象に、ヘリサインの整備が必要である。	○本市において整備している市立中学校の5か所のヘリサインについて、機能維持に努める。
<b>災害派遣部隊受入体制の整備【再掲⇒2-1)、2-3)】(地域安全課)</b>	
<b>他の地方公共団体との協定等の締結【再掲⇒2-1)、2-3)】(地域安全課)</b>	
<b>市内の公共的団体との連携強化(地域安全課)</b>	
○市内の公共的団体の防災機能を最大化するため、組織の充実や相互連携の強化が必要である。	○市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備する。
<b>大学と自主防災組織の連携強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、7-1)】(地域安全課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
<b>ボランティア受入・派遣体制の準備(広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)</b>	
<p>○近年の災害では、多数の一般ボランティアが被災地に駆けつけ、活動が行われている。一般ボランティアの方々による被災者へのきめ細かな支援活動は、復興の大きな力となっている。ボランティアが円滑に活動できる受入及び派遣体制の整備や関係機関との連携強化を図ることが必要である。</p> <p>○外部からの支援を最大限生かすため、その受入体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ボランティアの受入れや派遣体制について社会福祉協議会と協議し、体制整備を行い、災害発生時に備える。</p> <p>○都と連携し、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進する。</p> <p>○社会福祉協議会と協議のうえ災害時に必要な資器材を整備する。</p> <p>○社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等と連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めている。今後も、社会福祉協議会と協議し、多様な組織や関係機関等との連携を強化する。</p> <p>○自治体やボランティア及びNPO等の様々な主体からの支援を最大限に生かす受入体制も検討する。</p> <p>○避難所においてボランティアを円滑に受入れられるよう、体制整備を図る。</p>
<b>災害ボランティア活動拠点の整備(地域福祉課、生涯学習課)</b>	
<p>○小金井市では、ボランティア活動拠点として2か所が指定されているが、活動拠点において適切な対応ができるように資器材の整備が必要である。また、社会福祉協議会において策定された災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルについて、適宜改定を検討する必要がある。</p>	<p>○震災等の災害時に、多数のボランティアの一時的な受入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣等、効率的なボランティア活動が行えるよう、市はボランティア活動拠点を指定し、災害が発生した場合は、社会福祉協議会と協議のうえ速やかに災害ボランティアセンターが設置できるよう必要な資器材を整え、適切な対応ができるよう体制を整備する。</p> <p>○災害ボランティアセンターの機能を持つ予定である(仮称)新福祉会館建設を進める。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進</b> (広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)	
○自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携できる体制づくりが必要である。	○地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するために協力体制の推進を図る。
<b>市職員に対する防災教育の充実【再掲⇒1-2)、3-2)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>消防団の活動体制の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-5)、7-1)】</b> (地域安全課)	
<b>広域防災拠点の整備【再掲⇒2-1)、2-3)】</b> (地域安全課)	
<b>交通の安全と円滑化【再掲⇒2-1)、2-3)、7-2)】</b> (管財課、交通対策課)	
<b>(仮称)新福祉会館災害時機能転換【再掲⇒2-1)、2-3)】</b> (地域安全課、地域福祉課、健康課)	
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>合同防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>都総合防災訓練への参加【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-3)、2-5)】</b> (地域安全課)	
<b>防災拠点となる公共施設の防災機能強化【再掲⇒2-1)、2-3)】</b> (地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課、庶務課、生涯学習課)	
<b>道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (道路管理課、交通対策課)	
<b>倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<b>公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<b>民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
<b>緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (まちづくり推進課)	
<b>橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】</b> (道路管理課)	
<b>みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】</b> (環境政策課)	

脆弱性評価	推進方針
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	
狭あい道路の解消促進【再掲⇒1-2)、7-1)】(都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課)	
木密住宅密集市街地の解消と拡大抑止【再掲⇒1-2)、7-1)】(都市計画課、まちづくり推進課)	
オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-3)、7-1)、8-4)】(地域安全課、環境政策課)	

### 2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価	推進方針
<b>医療救護活動体制の整備(健康課)</b>	
○災害時の混乱状態において、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、マニュアル等の体制整備が必要である。	○市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う小金井市災害医療コーディネーターを設置する。 ○多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成する。 ○医療救護所の設置・運営の手順について手引きを作成する。
<b>傷病者の搬送体制整備(地域安全課、庶務課)</b>	
○傷病者を迅速に救護するため、搬送体制を整備する必要がある。	○関係機関と協議のうえ、大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所についてあらかじめ候補地を選定する。 ○車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて、更に搬送手段の拡充を図る。

脆弱性評価	推進方針
<b>災害時における在宅患者への医療提供体制の確立(自立生活支援課、介護福祉課、健康課)</b>	
<p>○在宅患者の健康を維持するため、医療サービスの提供体制を整備する必要がある。</p>	<p>○都との連携により透析医療機関の状況について情報収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。</p> <p>○保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握する仕組みを推進する。</p> <p>○在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援について、必要に応じて都に要請する仕組みを検討する。</p> <p>○地域包括支援センター、市内介護事業所との連携を検討する。</p>
<b>薬剤師会等との連携強化(健康課)</b>	
<p>○薬剤師会等との連携を強化し、避難所での医療提供体制や医薬品等の調達方法を協議する必要がある。</p>	<p>○薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化しておく。</p> <p>○薬剤師会と連携して、災害薬事センター(市保健センター)の災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。</p> <p>○医薬品等の調達方法(卸売販売業者への発注方法等)について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。</p>
<b>医薬品等の備蓄(地域安全課、健康課)</b>	
<p>○医療救護所等での医療提供を可能にするため、医薬品等の備蓄をしておく必要がある。</p>	<p>○医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と協議のうえ、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備(地域安全課、健康課)</b>	
<p>○市内の医療拠点が連携して医療サービスを提供できるようにするため、病院等における情報連絡体制の整備が必要である。</p> <p>○災害時医療は、市内にとどまらず広域的な医療資源の効率的な運用が求められることから、二次保健医療圏を単位に設置される東京都地域災害医療コーディネーターと綿密に連携した医療活動が必要である。</p>	<p>○発災時に市内医療機関を統括して医療資源の効率的運用ができるように、情報収集・連絡体制の構築を進める。</p> <p>○小金井市災害医療コーディネーター等の活動拠点となる場所には、無線機等を配置することにより、市本部、医療救護活動拠点、東京都地域災害医療コーディネーター等との通信手段の確保に努める。</p> <p>○円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施する。</p> <p>○小金井市災害医療コーディネーター及び市保健医療班は、市内医療機関の被災状況やライフライン状況等について迅速に把握できるような体制を確立するとともに、医療救護班等との連絡体制を確保し、市内全域を統括できるような情報連絡体制を構築する。</p> <p>○二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等についても迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を構築する。</p>
<b>遺体収容所の整備(地域安全課)</b>	
<p>○大規模な災害時には、被害者が多数発生する恐れがあるため、遺体収容所の事前整備が必要である。</p>	<p>○遺体収容所の運営等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。</p>
<b>災害派遣部隊受入体制の整備【再掲⇒2-1)、2-2)】(地域安全課)</b>	
<b>他の地方公共団体との協定等の締結【再掲⇒2-1)、2-2)】(地域安全課)</b>	
<b>民間事業所等との連携強化【再掲⇒2-1)】(地域安全課)</b>	
<b>広域防災拠点の整備【再掲⇒2-1)、2-2)】(地域安全課)</b>	
<b>交通の安全と円滑化【再掲⇒2-1)、2-2)、7-2)】(管財課、交通対策課)</b>	
<b>(仮称)新福祉会館災害時機能転換【再掲⇒2-1)、2-2)】(地域安全課、地域福祉課、健康課)</b>	
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>合同防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>都総合防災訓練への参加【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-5)】(地域安全課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
防災拠点となる公共施設の防災機能強化【再掲⇒2-1)、2-2)】	(地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課、庶務課、生涯学習課)
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-1)、3-2)、5-2)、6-1)】	(管財課、環境政策課)
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(道路管理課、交通対策課)
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(まちづくり推進課)
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(道路管理課)
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】	(環境政策課)
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(都市計画課、道路管理課)
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】	(地域安全課、都市計画課、道路管理課)
オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、7-1)、8-4)】	(地域安全課、環境政策課)

## 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価	推進方針
<b>帰宅困難者対策の推進(地域安全課)</b>	
<p>○首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人々が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになる。そのため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。</p>	<p>○帰宅困難者自身の安全、発災後に優先すべき救助・救護・消火活動・緊急輸送等を円滑に行うため、一斉帰宅の抑制の徹底、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、都と連携した総合的な帰宅困難者対策を推進する。</p>
<b>事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等(地域安全課)</b>	
<p>○本市では、帰宅困難者が 22,652 人発生すると想定されている。大量の帰宅困難者を受け入れるための一時滞在施設の協定の締結や、駅から離れた一時滞在施設への輸送手段の確立などが課題となっている。</p> <p>○事業者が一斉帰宅を抑制するための計画を作成するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る必要がある。</p>	<p>○都と連携し、一斉帰宅を抑制するための事業者による計画作成を促進するとともに、一時滞在施設の拡充及び備蓄の増強を図る。</p> <p>○地域内の一定規模の施設に対し、駅前滞留者対策協議会と連携し、市と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。</p> <p>○駅前滞留者対策協議会は、平常時から市が行う一時滞在施設の確保に協力する。</p> <p>○所有・管理する各施設を一時滞在施設として指定し、市民・事業者に周知する。</p>
<b>帰宅困難者用備蓄の充実化(地域安全課)</b>	
<p>○帰宅困難者の発生に備え、公共施設における備蓄を充実化させる必要がある。</p>	<p>○都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>避難所等における健康管理(地域安全課、コミュニティ文化課、庶務課、学務課、生涯学習課、公民館)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所となる小中学校の体育館、及び一時滞在施設となる施設において、室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。</li> <li>○一時滞在施設となる施設において、一時滞在施設の開設時にどのような運営をするのか検討が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所となる小中学校の体育館、及び一時滞在施設となる施設において、室内の衛生環境(温湿度等)を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター(大型扇風機)等の設置に努める。また、避難所の運用ルールで定期的に換気を行うようにする。</li> <li>○一時滞在施設の運営について、関係部局と検討する。</li> </ul>
<b>駅前滞留者対策協議会の設置(地域安全課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅前滞留者に的確に対処するため、関係機関を対象とした協議会における対策案の協議が必要である。</li> <li>○駅前滞留者に的確に対処するため、対処等を明記したマニュアルの整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、あらかじめ駅ごとに、市、都、消防署、警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置する。</li> <li>○駅前滞留者対策協議会では、平常時から参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する。また、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。</li> <li>○図上訓練や情報連絡訓練等で検証し、地域の行動ルールに反映させる。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>帰宅困難者向け情報提供体制の整備(広報秘書課、情報システム課、地域安全課)</b>	
<p>○帰宅困難者等による駅の混乱を抑えるため、駅での情報提供体制を整備する必要がある。</p> <p>○帰宅困難者等に対して、本市の災害情報等を取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や平時の利活用を様々な手段を通じて周知する必要がある。</p>	<p>○帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。</p> <p>○帰宅困難者等に対して、本市の災害情報等を取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や平時の利活用を様々な手段を通じて周知する。また、災害時に活用できるよう、電源の確保について検討する。</p> <p>○市、公共交通機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。</p> <p>○駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板(情報共有ボード)や防災行政無線に加え、エリアメール、SNS の活用も検討する。</p>
<b>帰宅困難者対策の啓発(地域安全課)</b>	
<p>○帰宅困難者による混乱を防止するため、事業所や市民に対して平時からの対策を啓発する必要がある。</p>	<p>○市民に対し、各種の手段により徒歩帰宅に必要な装備等、啓発を図る。</p> <p>○市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図るとともに東京消防庁とも連携しながら周知を図っていく。</p>
<b>災害時帰宅支援ステーションの整備(地域安全課)</b>	
<p>○徒歩帰宅する帰宅困難者の支援として、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築するため、帰宅支援道路沿道の施設を帰宅支援拠点として整備する必要がある。</p>	<p>○混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、帰宅支援対象道路(帰宅支援の対象道路として都が指定した道路)沿道の施設等と協定を締結して新たな帰宅支援ステーションとして位置づける等、災害時帰宅支援ステーションを整備する。</p> <p>○帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。</p>
<p><b>公共建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-5)】(企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)</b></p>	

脆弱性評価	推進方針
<b>市有建築物及び民間建築物の天井等落下物の安全化【再掲⇒1-1)、2-5)】</b> (総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
<b>市有施設内の安全対策推進【再掲⇒1-1)、2-5)】</b> (総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、経済課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、交通対策課、区画整理課、庶務課、指導室、生涯学習課、図書館、公民館)	

2-5) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	推進方針
<b>避難所運営マニュアルの整備</b> (地域安全課、地域福祉課、庶務課)	
○「避難所運営マニュアル」を改訂し、避難所運営が円滑に行われるよう対処する必要がある。	○災害発生時において、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が平成30年3月に改訂した「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を参考として、「避難所運営マニュアル」を改訂する。 ○「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参考に「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所運営マニュアル」の修正を図る。
<b>避難所の防災機能向上</b> (地域安全課)	
○避難所の防災機能を向上させるため、防災資器材の備蓄が必要である。	○避難所の実情を考慮した生活必需品のほか、自主防災組織等の共助による備蓄と連携して、効率的・効果的な防災資器材の備蓄を図る。
<b>避難所等における健康管理【再掲⇒2-4)】</b> (地域安全課、コミュニティ文化課、庶務課、学務課、生涯学習課、公民館)	

脆弱性評価	推進方針
<b>様々な避難者のニーズに対応した物資の確保(地域安全課)</b>	
<p>○全ての避難者に必要な物資を提供するため、多種多様な生活必需品の備蓄、調達体制を整備する必要がある。</p>	<p>○高齢者・障がい者・乳幼児・女性等、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意していく。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、スーパーやホームセンター等の大規模量販店・多品目取扱事業者との災害時協定締結による調達を推進する。</p> <p>○様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカーやアルファ米に加えて、おかゆやアレルギー対応食等の備蓄に努める。</p> <p>○調製粉乳の備蓄について、市は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は広域的な見地から区市町村を補完するため、以後4日分を備蓄する。なお、必要とする水についても併せて保存する。</p>
<b>発災時に備えた地域の実情の把握(地域安全課)</b>	
<p>○避難所を円滑に運営するため、地域ごとの体制を把握しておく必要がある。</p>	<p>○避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努める。</p>
<b>ペットの受入体制整備(環境政策課、健康課)</b>	
<p>○避難所へペットが殺到した際の混乱を防ぐため、避難所でのペットの受入体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ペットの受入れが可能な避難所が確保されたことを前提とし、避難所等における適正なペットの受入体制及び保護の仕組みを整備する。</p>
<b>分散避難の誘導強化(地域安全課)</b>	
<p>○避難所の3密(密閉・密集・密接)を防ぐため、市民の方に対し、避難所への避難だけではなく、避難行動には様々な種類があるという「分散避難」について理解していただく必要がある。</p>	<p>○避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を図り、避難所以外への避難の検討を進めていただくための周知を十分に行う。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>保健活動チームの体制整備(自立生活支援課、健康課)</b>	
<p>○在宅患者や避難住民の健康を管理するため、保健活動チームの活動体制を整備する必要がある。</p>	<p>○関係各課に在籍する、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士・社会福祉士・事務職からなる保健活動チームを編成するため、庁内関係各課が連携・協働する仕組みをつくる。また、活動内容について、マニュアルを整備していく。</p> <p>○保健活動チームの中に地域健康管理グループを編成し、在宅患者・要配慮者の状況把握と支援調整を行うための活動について検討する。</p> <p>○保健活動チームの中に避難所健康管理グループを編成し、健康管理、保健予防活動を行うことについて、避難所運営担当班と協力体制について検討する。</p> <p>○巡回専門、医療、歯科指導、こころのケア、保健指導等を検討する。</p>
<b>避難者の健康管理体制の強化(自立生活支援課、健康課)</b>	
<p>○車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、発症防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。</p>	<p>○避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。</p>
<b>福祉避難所の指定(地域安全課、地域福祉課)</b>	
<p>○要配慮者がより安心できる避難生活を送るため、福祉避難所の整備が必要である。</p>	<p>○社会福祉施設等を中心に、拠点となる福祉避難所(二次避難所)の指定の拡充に努める。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>要配慮者の避難所における支援体制整備(地域安全課、地域福祉課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者が安心して避難生活を送るため、避難所の備蓄を充実化させる必要がある。</li> <li>○避難所生活において、見た目にもわかりにくい発達障がい者(児)はその特性により集団生活になじめないため、適切な配慮の必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、要配慮者が利用しやすい生活物資、災害用トイレ(洋式トイレ)等の生活必需品の備蓄に努める。</li> <li>○軽度の障がい者については避難所の部屋の割り振りなどの環境整備を行うため、学校や避難所運営協議会との連携を図る。</li> <li>○学校等に設置する身近な福祉避難所及び拠点となる福祉避難所(二次避難所)において適切な配慮ができるよう関係機関と連携を図る。</li> </ul>
<b>語学ボランティア確保(コミュニティ文化課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人被災者に対応するため、語学ボランティアの確保が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、社会福祉協議会と連携し、平常時より市内大学の留学生センターとのネットワークを築き、災害時に多言語対応するための語学ボランティアの確保に努める。</li> <li>○日本在住の外国人にアジア圏の方が多く、これまでの震災を教訓に「やさしい日本語」が災害時のコミュニケーション手段として有力とされている。「やさしい日本語」に関する講座を実施し普及するなかで、一般のボランティアの方を含む多くの方に語学ボランティアの周知に努める。</li> </ul>
<b>男女共同参画の推進(地域安全課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時は、女性と男性では受ける影響に違いが生じるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</li> </ul>
<b>停電時の対応力強化【再掲⇒2-1)、3-2)】(地域安全課、管財課)</b>	
<b>自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、7-1)】(地域安全課)</b>	
<b>ボランティア受入・派遣体制の準備【再掲⇒2-2)、8-2)】(広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)</b>	
<b>災害ボランティア活動拠点の整備【再掲⇒2-2)、8-2)】(地域福祉課、生涯学習課)</b>	
<b>総合防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)】(地域安全課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
<b>合同防災訓練の実施【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)】(地域安全課)</b>	
<b>都総合防災訓練への参加【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)】(地域安全課)</b>	
<b>地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進【再掲⇒2-2)、8-2)】(広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)</b>	
<b>地域の子育てネットワーク整備(子育て支援課)</b>	
<p>○共働き世代の増加、核家族化、都市化などにより、地域社会意識も希薄化し、子どもを取り巻く環境は大きく変貌した。一方、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりが重要となっている。</p>	<p>○地域の一員として尊重され、役割を果たすコミュニティを目指し、地域の子育てネットワークづくりに取り組み、安心して子育てができる、子どもが安心して過ごせる地域環境を整備する。また、防犯や災害時の地域協力体制など、顔の見える地域づくりを推進する。</p>
<b>小中学校を核とした防災体制の確立(地域安全課、庶務課)</b>	
<p>○小中学校における避難所運営を円滑に行うため、地域との連携を図りながら防災体制を確立する必要がある。</p>	<p>○災害時に避難所となる学校は、児童・生徒の救護、安全確保を図る必要があると同時に、地域のための避難所でもあることから、地域が主体となり、避難所を運営できるように、市、周辺の町会・自治会・自主防災組織と学校とが連携を図りながら、防火防災訓練の実施やマニュアル等の作成に努める。</p>
<b>避難所の衛生管理対策の促進(地域安全課、環境政策課、健康課、学務課)</b>	
<p>○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要がある。</p>	<p>○避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。</p> <p>○避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う。</p>
<b>ごみ処理体制の構築促進(ごみ対策課)</b>	
<p>○災害時のごみ処理機能を維持するため、資器材やマニュアル等のごみ処理体制を整備する必要がある。</p>	<p>○ごみ処理に関する現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材等の確保に努める。</p> <p>○都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して、市のマニュアルを作成する等ごみ処理体制の構築を促進する。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>災害用トイレの整備(地域安全課、下水道課、庶務課)</b>	
<p>○快適な避難生活を送るため、災害用トイレの整備が必要である。</p>	<p>○避難者 75 人当たり1基(※避難者総数 30,495 人)の災害用トイレの確保に努める。不足分については、引き続き、災害用トイレ(組立式トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ)を備蓄するとともに民間との災害協定等の締結を結び災害用トイレの確保に努める。</p> <p>○避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修、整備を検討する。</p> <p>○強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。</p> <p>○災害用トイレ(仮設トイレ等)の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。</p> <p>○仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努める。</p>
<b>し尿処理体制の確立(ごみ対策課)</b>	
<p>○大規模地震等が発生した場合、し尿処理施設の被災により施設が使用不能となり、し尿処理に支障を来すことが想定されるため、都及び近隣市町村の災害時相互支援協定の締結や、災害時における代替施設の確保、管理体制のさらなる強化等に努める必要がある。</p>	<p>○し尿の搬出先やバキューム車を確保する体制を確立するとともに、交通事情等によりし尿が搬出できない場合の一時貯留等による対応計画を確立する。</p> <p>○災害時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、し尿処理体制を確立する。</p> <p>○都下水道局との覚書に基づき、収集したし尿の水再生センターへの搬入等が整備されており、今後は、運用や体制の充実を図る。</p>
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、3-2)、4-1)、4-2)、4-3)、6-1)】(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	
<b>燃料油供給体制の整備【再掲⇒2-1)、3-2)】(地域安全課)</b>	
<b>保育園等における災害対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)】(保育課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
	<b>公共建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-4)】</b> (企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)
	<b>市有建築物及び民間建築物の天井等落下物の安全化【再掲⇒1-1)、2-4)】</b> (総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)
	<b>市有施設内の安全対策推進【再掲⇒1-1)、2-4)】</b> (総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、経済課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、交通対策課、区画整理課、庶務課、指導室、生涯学習課、図書館、公民館)
	<b>学校施設の老朽化対策【再掲⇒1-1)】</b> (庶務課)

## 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進方針
<b>避難所となる施設の感染症予防対策(地域安全課、健康課、庶務課、学務課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所を含む被災地では衛生状態が悪化し、感染症がまん延しやすい状況になるおそれがある。</li> <li>○多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、事前に各避難所の施設管理者と受入時の対応について検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。</li> <li>○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。</li> <li>○避難所が過密にならないように、体育館以外の教室や他の諸室を最大限活用するなど可能な限り滞在スペースの拡充を図る。</li> <li>○避難所内での感染拡大を防ぐために、避難者に守ってもらうルールを決めておく。避難所のルールは、避難者に周知するために入口や避難スペース等に掲出できるように準備する。</li> <li>○避難所の開設・運営に関係する職員に対して、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所運営の手順や感染症に関する知識・技術を習得する機会を提供する。</li> </ul>
<b>避難所の衛生管理対策の促進【再掲⇒2-5】(地域安全課、環境政策課、健康課、学務課)</b>	
<b>避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理(健康課、学務課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所や各家庭において、手洗いの徹底や生活用品・調理器具を衛生的に取り扱う等健康管理を行い、健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めるとともに、使い捨て手袋や消毒薬(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等)を準備する。</li> </ul>
<b>害虫による感染症の発生・まん延防止(環境政策課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○害虫による感染症の発生予防・まん延防止対策を講ずる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携に努める。</li> </ul>

脆弱性評価	推進方針
<b>管路施設の耐震性強化(企画政策課、下水道課、庶務課)</b>	
○震災時の下水道機能の維持のため、管路施設の耐震化を行う必要がある。	○既存の管路施設の中から緊急度及び重要度の高い管路施設を選定し耐震診断を行い、耐震化が必要な施設にマンホールと管きよの接合部分を可とう化する等の耐震補強工事を実施する。 ○学校等の防災拠点内の排水設備の耐震化を進めていく。
<b>避難場所における排水機能の確保(下水道課)</b>	
○避難場所の排水機能を確保する必要がある。	○避難場所からの排水を受ける管きよの耐震化を推進する。
<b>下水道 BCP 策定(下水道課)</b>	
○震災時に下水道機能を迅速に復旧させるため、下水道 BCP の策定が必要である。	○下水道 BCP を策定し、毎年更新を行う。
<b>下水搬出体制の整備(ごみ対策課)</b>	
○震災時の下水処理機能低下に対処するため、広範囲にわたる下水搬出体制が必要である。	○都下水道局との覚書の締結により水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きよを所管する市町村と協力し、管きよへの搬入体制を整備する。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

脆弱性評価	推進方針
<b>警察との連携強化【再掲⇒2-2】(地域安全課)</b>	

#### 3-2) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進方針
<b>業務継続に必要な体制の整備(地域安全課)</b>	
<p>○平成 28 年3月に小金井市事業継続計画 (BCP)を策定しているが、日ごろから職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に迅速かつ正確な行動できるよう、平時から災害対応への意識を高めておく必要がある。また、各種システムが停止した場合でも円滑に業務ができるようなマニュアルの整備、訓練等による継続的な点検・見直しをすることが重要である。</p>	<p>○地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により市民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「小金井市業務継続計画(地震災害編)」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制を進める。</p> <p>○職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に少人数の職員体制でも必要な応急対策業務や通常業務が行えるよう、平時から応急対策業務等について ICT の活用などによる効率化に取り組んでいく。</p>
<b>代替庁舎の確保(地域安全課)</b>	
<p>○大規模災害により、庁舎等が使用不能となる不測の事態も想定されることから、代替施設の確保に努めるとともに災害対策本部機能の移転訓練を行う必要がある。</p>	<p>○代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。</p>



脆弱性評価	推進方針
<b>庁舎等の ICT 部門の業務継続体制の整備</b> (情報システム課、地域安全課、管財課)	
<p>○地震による庁舎内のマシン室等の被災、各種災害に起因する停電の影響等、既存の情報システムでは災害時の業務継続が困難となることが想定される。継続的な業務ができるようデータセンターの活用や復旧の対策等を検討し庁舎情報システムの最適化を図る必要がある。</p>	<p>○情報システムは原則庁舎外部の地震対策や停電対策が施されたデータセンターに設置することを推進し、災害時の影響を抑える。</p> <p>○情報システム設備の冗長性を持たせる範囲について検討を進めつつ、費用対効果に優れた最適な情報システム設備の導入を推進する。</p> <p>○地域防災計画、事業継続計画といった各種防災関連計画と整合を図り、対策の検討を進める。</p>
<b>停電時の対応力強化【再掲⇒2-1)、2-5)】(地域安全課、管財課)</b>	
<b>燃料油供給体制の整備【再掲⇒2-1)、2-5)】(地域安全課)</b>	
<b>会計業務に関する災害時マニュアルの整備等</b> (情報システム課、会計課)	
<p>○災害時に通常の財務会計システムが停止したなどの場合でも円滑な支払業務ができるよう、災害時のマニュアルを整備し、訓練を実施するなど体制を強化していく必要がある。</p>	<p>○災害時のマニュアルを整備し、訓練を実施するなど体制を強化する。</p> <p>○指定金融機関業務 BCP 連絡訓練に合わせて、会計課業務 BCP 訓練の実施を行う。</p>
<b>災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制</b> (職員課)	
<p>○大規模災害が発生した場合、自治体職員は災害対応業務に従事することになり、平時とは異なる業務内容、職場環境、長時間の勤務等により、大きなストレスを受け、健康に支障をきたすことも予想される。</p>	<p>○惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないように、災害時には職員の心身のケアを実施し、平時から災害時の勤務管理の整備や災害時の対応についての準備など、職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。</p>
<b>危機管理対策本部の初動体制整備</b> (地域安全課)	
<p>○危機管理対策本部内の連絡体制は初動体制の要であるため、緊急連絡体制や対応計画の事前作成が必要である。</p>	<p>○携帯電話等を使った緊急連絡体制の整備に努める。</p> <p>○あらかじめ対応計画(危機管理マニュアル)を作成し、危機の発生に備えるものとする。</p>
<b>図上訓練の実施</b> (地域安全課)	
<p>○応急対応の習熟のために、図上訓練の実施が必要である。</p>	<p>○関係防災機関の協力のもとに図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。</p>
<b>市職員に対する防災教育の充実【再掲⇒1-2)、2-2)、7-1)】(地域安全課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
<b>災害情報を迅速・的確に把握する情報通信手段の整備(地域安全課)</b>	
<p>○情報伝達手段の整備など、防災に係る情報ネットワークを整備し、使用方法の習熟訓練、定期通信試験を実施している。更なる伝達手段の多様化に対応していく必要がある。</p>	<p>○通信手段確保のため、MCA無線及び防災行政用無線の習熟訓練や定期通信試験を引き続き実施するとともに、新たな伝達手段の構築を図る。</p>
<b>庁舎機能維持への取組(地域安全課、管財課)</b>	
<p>○災害時には、電気等のライフラインの供給停止が予想され、庁舎機能が停止する可能性がある。災害時に庁舎機能を維持するため、蓄電池や停電対策を整備する必要がある。</p> <p>○非常用自家発電設備、非常電源・商用電源の切り分け等、ハード面での整備は進んでいないことが課題である。</p>	<p>○庁舎の停電対策を実施し、災害時における庁舎の機能維持を図る。</p> <p>○防災機能の強化に向けて、再生可能エネルギーや蓄電池などの導入を図る。</p> <p>○自然災害対策やインフラの点検及び計画的な修繕、ライフラインの確保などを進める。</p>
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、2-5)、4-1)、4-2)、4-3)、6-1)】(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	
<b>再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-1)、2-3)、5-2)、6-1)】(管財課、環境政策課)</b>	
<b>新庁舎建設(企画政策課、管財課)</b>	
<p>○本庁舎は、昭和40年に建設され、老朽化に伴う安全安心や災害への対応、バリアフリーへの対応等の課題がある。第二庁舎は平成6年から賃貸借を開始し、賃貸借契約の早期解消、更なる市民サービス向上等の課題がある。</p> <p>○施設の耐震性やバリアフリー対応の面からも抜本的な対策が必要である。</p>	<p>○新庁舎の建設を推進し、早期の竣工・供用開始を目指す。</p> <p>○基本計画、設計などの各段階において、市民参加の機会を担保しながら新庁舎の建設を推進する。</p>
<b>(仮称)新福祉会館建設(地域福祉課)</b>	
<p>○福祉会館は耐震上の問題や施設の老朽化等を理由として平成28年3月に閉館し、地域における福祉活動等の拠点であった機能の早急な機能回復が求められている。また、(仮称)新福祉会館は、普段から多くの人が利用するだけでなく、大規模災害発生時における役割が果たせるように、必要な耐震安全性や機能を備えた施設を目指す必要がある。</p>	<p>○(仮称)新福祉会館は、分野をまたがる総合的なサービスの提供を行うことを目的に、新庁舎との多機能・複合化施設として整備する。また、大規模災害発生時における役割が果たせるように、必要な耐震安全性や機能を備えた施設を目指す。</p>

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価	推進方針
<b>応急通信設備の整備(地域安全課)</b>	
○震災時の通信を確保するため、通信設備等の防災対策が必要である。	○通信設備等及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設等が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
<b>移動系防災行政無線の導入検討(地域安全課)</b>	
○固定系行政防災無線の機能を補完するため、移動系防災行政無線の導入検討が必要である。	○移動系防災行政無線について、引き続き導入を検討する。
<b>庁舎等の ICT 部門の業務継続体制の整備【再掲⇒3-2】(情報システム課、地域安全課、管財課)</b>	
<b>災害情報を迅速・的確に把握する情報通信手段の整備【再掲⇒3-2)、4-3】(地域安全課)</b>	
<b>病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備【再掲⇒2-3】(地域安全課、健康課)</b>	
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、2-5)、3-2)、4-2)、4-3)、6-1】(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	
<b>無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2】(都市計画課、道路管理課)</b>	

##### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価	推進方針
<b>通信の多様化推進(広報秘書課、情報システム課、地域安全課)</b>	
○帰宅困難者を含めた被災者全員へ最新の情報を提供するため、多様な情報提供体制を整備する必要がある。	○帰宅困難者等に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線 LAN 等の通信の多様化を推進する。 ○SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等、新しい通信基盤を活用した情報提供体制について検討し、整備を推進する。

脆弱性評価	推進方針
<b>固定系防災行政無線の整備(地域安全課)</b>	
○災害情報をより多くの市民に届けるため、防災行政無線の機能強化が必要である。	○同報通信方式により、市民に対して直接に災害情報等を伝達するため、庁舎内に基地局を設置し、固定系子局(屋外拡声装置)を58か所設置している。今後、防災行政無線の維持管理・子局の新設(増設)を実施していく。
<b>こがねい安全・安心メールの普及(地域安全課)</b>	
○災害情報をより多くの市民に届けるため、メール登録者を増やす必要がある。	○広報に努め、こがねい安全・安心メールの周知を図る。
<b>帰宅困難者向け情報提供体制の整備【再掲⇒2-4)、4-3)】(広報秘書課、情報システム課、地域安全課)</b>	
<b>応急通信設備の整備【再掲⇒4-1)、4-3)】(地域安全課)</b>	
<b>移動系防災行政無線の導入検討【再掲⇒4-1)、4-3)】(地域安全課)</b>	
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、2-5)、3-2)、4-1)、4-3)、6-1)】(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	
<b>無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)</b>	

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
<b>災害情報を迅速・的確に把握する情報通信手段の整備【再掲⇒3-2)、4-1)】(地域安全課)</b>	
<b>通信の多様化推進【再掲⇒4-2)】(広報秘書課、情報システム課、地域安全課)</b>	
<b>固定系防災行政無線のデジタル化実施【再掲⇒4-2)】(地域安全課)</b>	
<b>こがねい安全・安心メールの普及【再掲⇒4-2)】(地域安全課)</b>	
<b>要配慮者等に配慮した情報提供方法の構築【再掲⇒1-5)】(地域安全課)</b>	
<b>帰宅困難者向け情報提供体制の整備【再掲⇒2-4)、4-2)】(広報秘書課、情報システム課、地域安全課)</b>	
<b>応急通信設備の整備【再掲⇒4-1)、4-2)】(地域安全課)</b>	
<b>移動系防災行政無線の導入検討【再掲⇒4-1)、4-2)】(地域安全課)</b>	
<b>公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、2-5)、3-2)、4-1)、4-2)、6-1)】(地域安全課、管財課、庶務課)</b>	

脆弱性評価	推進方針
<b>無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)</b>	

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価	推進方針
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(道路管理課、交通対策課)	
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(まちづくり推進課)	
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(道路管理課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】(環境政策課)	
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	

### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-1)、2-3)、3-2)、6-1)】(管財課、環境政策課)	

脆弱性評価	推進方針
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	

### 5-3) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	推進方針
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	

### 5-4) 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(道路管理課、交通対策課)	
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(まちづくり推進課)	
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(道路管理課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)】(環境政策課)	
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-6)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-6)、6-4)、7-2)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	

5-5) 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	

5-6) 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	推進方針
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(道路管理課、交通対策課)	
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(まちづくり推進課)	
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(道路管理課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-1)、7-2)】(環境政策課)	
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、6-4)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、6-4)、7-2)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	
農地等の保全管理【再掲⇒1-2)、2-1)、7-1)、7-5)】(経済課、農業委員会)	
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-7)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)	



5-7) 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

脆弱性評価	推進方針
<b>企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、6-1)、8-5)】(地域安全課、経済課)</b>	

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価	推進方針
公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保【再掲⇒2-1)、2-5)、3-2)、4-1)、4-2)、4-3)】(地域安全課、管財課、庶務課)	
再生可能エネルギーの導入拡大【再掲⇒2-1)、2-3)、3-2)、5-2)】(管財課、環境政策課)	
企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、8-5)】(地域安全課、経済課)	

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価	推進方針
応急給水体制の確保【再掲⇒2-1)】(地域安全課)	

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
下水道の整備【再掲⇒1-3)、6-5)、7-3)】(下水道課)	
管路施設の耐震性強化【再掲⇒2-6)、6-5)、7-3)】(企画政策課、下水道課、庶務課)	
避難場所における排水機能の確保【再掲⇒2-6)】(下水道課)	
下水道 BCP 策定【再掲⇒2-6)、6-5)、7-3)】(下水道課)	

6-4) 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(道路管理課、交通対策課)	
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	

脆弱性評価	推進方針
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(まちづくり推進課)	
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(道路管理課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-1)、7-2)】(環境政策課)	
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、7-2)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、7-2)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

脆弱性評価	推進方針
総合的な治水対策【再掲⇒1-3)、7-3)】(環境政策課、下水道課、都市計画課)	
都市部における内水浸水対策【再掲⇒1-3)、7-3)】(下水道課、道路管理課)	
下水道の整備【再掲⇒1-3)、6-3)、7-3)】(下水道課)	
管路施設の耐震性強化【再掲⇒2-6)、6-3)、7-3)】(企画政策課、下水道課、庶務課)	
下水道 BCP 策定【再掲⇒2-6)、6-3)、7-3)】(下水道課)	
がけ・よう壁安全対策【再掲⇒1-4)、7-3)】(地域安全課、まちづくり推進課)	
宅地造成工事規制区域の安全化【再掲⇒1-4)、7-3)】(まちづくり推進課)	

6-6) 大規模火山噴火に伴う降灰によるライフラインや交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進方針
<b>火山灰対策(地域安全課)</b>	
<p>○本市を含む東京都は、富士山噴火に伴う降灰に起因する被害が想定されている。富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持していく必要がある。</p> <p>○都和連携し、富士山噴火に伴う火山灰による被害を軽減する対策を検討する必要がある。</p>	<p>○富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても社会的影響が大きい。そのため、各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持する。</p> <p>○都県をまたぐ広範囲に及ぶため、国や都の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。</p>

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
市街地整備の推進【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)】(都市計画課、まちづくり推進課)	
木密住宅密集市街地の解消と拡大抑止【再掲⇒1-2)、2-2)】(都市計画課、まちづくり推進課)	
防火地域・準防火地域等の指定拡大【再掲⇒1-2)】(都市計画課)	
延焼遮断帯の形成【再掲⇒1-2)】(都市計画課)	
都市空間の防災ネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)】(地域安全課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)】(環境政策課)	
オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、8-4)】(地域安全課、環境政策課)	
農地等の保安全管理【再掲⇒1-2)、2-1)、5-6)、7-5)】(経済課、農業委員会)	
狭あい道路の解消促進【再掲⇒1-2)、2-2)】(都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課)	
空家等の利活用【再掲⇒1-1)、1-2)】(まちづくり推進課)	
空家等の適正管理の促進【再掲⇒1-1)、1-2)】(地域安全課、環境政策課、ごみ対策課、道路管理課)	
特定空家等への対応【再掲⇒1-1)、1-2)】(地域安全課)	
消防水利の確保【再掲⇒1-2)】(地域安全課)	
消防団の活動体制の充実【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)】(地域安全課)	
市職員に対する防災教育の充実【再掲⇒1-2)、2-2)、3-2)】(地域安全課)	
自主防災組織の活性化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)、2-5)】(地域安全課)	
大学と自主防災組織の連携強化【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-2)】(地域安全課)	
教育施設の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(児童青少年課、庶務課、学務課、指導室)	
避難場所の整備【再掲⇒1-1)、1-2)】(地域安全課)	
大規模地震時の電気火災対策の推進【再掲⇒1-2)】(地域安全課)	

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

脆弱性評価	推進方針
道路施設の安全化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(道路管理課、交通対策課)	
倒木の発生防止【再掲⇒1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
公共施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館)	
民間施設におけるブロック塀等の安全対策【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課)	
緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(まちづくり推進課)	
橋りょうの改修【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(道路管理課)	
みどりのネットワーク形成【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)】(環境政策課)	
無電柱化の促進【再掲⇒1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)】(都市計画課、道路管理課)	
緊急輸送ネットワークの整備【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)】(地域安全課、都市計画課、道路管理課)	
交通の安全と円滑化【再掲⇒2-1)、2-2)、2-3)】(管財課、交通対策課)	

7-3) 防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

脆弱性評価	推進方針
総合的な治水対策【再掲⇒1-3)、6-5)】(環境政策課、下水道課、都市計画課)	
都市部における内水浸水対策【再掲⇒1-3)、6-5)】(下水道課、道路管理課)	
下水道の整備【再掲⇒1-3)、6-3)、6-5)】(下水道課)	
管路施設の耐震性強化【再掲⇒2-6)、6-3)、6-5)】(企画政策課、下水道課、庶務課)	
下水道 BCP 策定【再掲⇒2-6)、6-3)、6-5)】(下水道課)	
がけ・よう壁安全対策【再掲⇒1-4)、6-5)】(地域安全課、まちづくり推進課)	
宅地造成工事規制区域の安全化【再掲⇒1-4)、6-5)】(まちづくり推進課)	

#### 7-4) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

脆弱性評価	推進方針
<b>有害物質の拡散・流出防止対策の推進(環境政策課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質等の公共用水域への流出もしくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。</li> <li>○適正管理化学物質の使用量等、状況を把握する必要がある。</li> <li>○化学物質を取り扱う事業所における防災対策を、事業者に周知する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有害物質を取り扱う施設については、法令に則った事業者の適正な維持管理の徹底を図る。</li> <li>○適正管理化学物質の使用量等の報告を受け、状況を把握する。</li> <li>○都による「化学物質を取り扱う事業所のための防災対策マニュアル」による対策を、事業者に周知する。</li> </ul>
<b>住宅・建築物のアスベスト対策(企画政策課、環境政策課、健康課、建築営繕課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物のアスベスト対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市有施設について、各施設所管課がアスベスト含有調査、除去、対策の計画的実施について検討する。</li> </ul>
<b>市内の空間放射線量の測定(環境政策課)</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大な放射能事故が発生した場合には、放射線に関する正確な情報を発信していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな事故が発生した場合に備え、機器の維持管理等モニタリング実施体制の整備を図る必要がある。必要に応じて国や都などの関係機関との連携・調整等の対応を行う。</li> </ul>

#### 7-5) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

脆弱性評価	推進方針
<b>農地等の保全管理【再掲⇒1-2)、2-1)、5-6)、7-1)】(経済課、農業委員会)</b>	

## 7-6) 感染症まん延下の大規模自然災害による感染者の拡大

脆弱性評価	推進方針
<b>感染症発生時の対応検討(地域安全課、健康課、学務課)</b>	
○避難所における感染症の拡大を防ぐため、感染者発生時の対策を検討する必要がある。	○感染症対策方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対応時の避難所のレイアウト等 を検討する。  ○避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合や緊急性の高い症状が確認された場合に必要な手順や、感染の疑いがある避難者が滞在していた箇所の消毒等の取組について整備する。
<b>災害対応時の感染防止(健康課、学務課)</b>	
○感染症蔓延時における災害対応を想定し、災害対策本部などが密集することが想定される防災拠点において3密(密閉・密集・密接)を避けるための空間の確保や運用方法の検討を行う必要がある。	○防災拠点の空間や運用方法を確認し、3密(密閉・密集・密接)を避けるための工夫を検討する。
<b>被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(広報秘書課、健康課)</b>	
○災害時の感染症等の発生予防、又はまん延防止のための活動を実施する必要がある。	○感染症まん延防止のため、その予防方法について広報活動を行うとともに、感染症拡大防止のため、感染場所、感染経路等の調査、感染のおそれのある者等について、健康状態のチェック、検体採取等を行い、必要に応じ、国、都道府県、他市区町村へ防疫活動要員の派遣要請を行う。
<b>避難所となる施設の感染症予防対策【再掲⇒2-6】(地域安全課、健康課、庶務課、学務課)</b>	
<b>自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討(地域安全課、健康課)</b>	
○感染症まん延時における自宅療養者や濃厚接触者の被災・避難に備え、避難対策の検討が必要である。	○自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、都道府県、市区町村、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。
<b>分散避難の誘導強化【再掲⇒2-5】(地域安全課)</b>	



脆弱性評価	推進方針
<b>避難先確保(地域安全課)</b>	
<p>○避難所に多くの避難者が集まり、各避難所が過密になることで感染を拡大させないように、通常より多くの避難所を開設し、またそのためにより多くの避難先を確保する必要がある。</p>	<p>○指定避難先以外の市施設やその他施設の活用を図るなど、より多くの避難先確保に向けた取組を行う。</p>

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
<b>災害廃棄物の処理体制整備(ごみ対策課)</b>	
<p>○災害時の混乱した状況において、速やかに災害廃棄物の処理を進めるには、マニュアル整備等の体制構築が必要である。</p>	<p>○「災害廃棄物処理計画」を踏まえて、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法など、より具体的な内容を定める災害廃棄物処理初動マニュアルを整備し、災害発生時の対応に向けた体制の構築を推進する。</p> <p>○事前にながれき仮置場予定地を指定する。</p> <p>○ながれき処理に関する現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資器材等の確保に努める。</p> <p>○災害時のながれき処理に関する窓口の設置等の処理体制を整備する。</p> <p>○清掃関連施設新設の際には、災害廃棄物の一時保管機能を確保する。</p>
<b>災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上(ごみ対策課)</b>	
<p>○被害想定によると、最大約 25 万トンのながれきが発生すると想定されており、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定される。その大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制構築を支援するとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築していく必要がある。</p>	<p>○大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。</p>

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価	推進方針
<b>復興の事前準備(都市計画課)</b>	
○災害時における教訓や社会情勢の変化等を踏まえて、被災後の復興まちづくりに向けた事前の取組を進める必要がある。	○平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興まちづくりのための事前準備を行うことを検討する。
<b>地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進【再掲⇒2-2)、2-5)】(広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)</b>	
<b>ボランティア受入・派遣体制の準備【再掲⇒2-2)、2-5)】(広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課)</b>	
<b>災害ボランティア活動拠点の整備【再掲⇒2-2)、2-5)】(地域福祉課、生涯学習課)</b>	

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	推進方針
<b>文化財施設における防災対策(生涯学習課)</b>	
<p>○地域の中で守られてきた有形・無形の文化財について、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護、継承がなされるよう、平時から啓発活動に努める必要がある。</p> <p>○有形無形の文化を調査・記録しておく必要がある。</p> <p>○文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに、国・都と連携し文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。</p> <p>○文化財センター等における展示方法・收藏方法等を点検し、展示物・收藏物の被害を最小限にとどめることが必要である。</p>	<p>○市内の文化財所在リストを整備する。</p> <p>○文化財の日常的な維持管理と計画的な保存修理を進めるとともに文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。</p> <p>○国の文化財保存事業補助金制度の活用による文化財の修繕等を推進する。</p> <p>○文化財所有者の防災意識の向上を図る。</p>

脆弱性評価	推進方針
<b>地域コミュニティの活性化(広報秘書課)</b>	
○今後の地域防災力の維持、向上には、市民が安心して地域生活を営む基盤となる、町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの強化が重要である。地域コミュニティの活性化対策を図るため、参加啓発や人材の発掘・育成、住民意識の醸成等の取組を進めていく必要がある。	○町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図るため、町会・自治会への加入促進に関する広報や、地域コミュニティの活性化に資する情報提供等を行う。

#### 8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進方針
<b>地籍調査の実施(道路管理課)</b>	
○災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となる地籍調査事業を実施している。 ○被災地の円滑な復旧・復興を確保するためには、官民境界調査等により正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を実施しておくことが重要となるため、市内の地籍調査の更なる促進を図る必要がある。	○災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、人口集中地区における官民境界の地籍調査や地図整備等について国や都道府県と連携を図る。
<b>オープンスペースの整備【再掲⇒1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、7-1)】(地域安全課、環境政策課)</b>	
<b>応急仮設住宅建設候補地の選定(地域安全課、まちづくり推進課)</b>	
○災害時に応急仮設住宅を建設するための候補地の選定及び変更等を行う必要がある。	○応急仮設住宅の建設予定地について、都と連携を図りながら、候補地の選定及び変更等を行う。
<b>応急住宅の供与(まちづくり推進課)</b>	
○被災時に災害救助法に基づき、公有地等に応急仮設住宅を迅速に建設し供与するため、関係業界団体等との連携強化を図る必要がある。	○一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給を行う場合、市は都に対して、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とするよう要請する。 ○入居者の選定の際、市は都が策定する選定基準に基づき、避難行動要支援者及び要配慮者の優先入居に努める。

脆弱性評価	推進方針
<b>り災証明書等の作成体制の整備(地域安全課、市民課、資産税課)</b>	
<p>○被災者の生活再建を円滑にサポートするため、り災証明書等の作成体制を整備しておく必要がある。</p>	<p>○り災証明書発行等について、被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制について整備するとともに、調査員の不足や情報連携を円滑に行う体制について、必要に応じて検証する。</p> <p>○り災証明書発行の資料となる住家被害認定調査や、り災証明書発行手続きの研修や訓練、市民への啓発を実施する。</p> <p>○市は、火災に関するり災証明書を発行する消防署と事前調整等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。</p> <p>○災害に係る住家被害認定調査、り災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステム化を検討する。</p>

**8-5) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響**

脆弱性評価	推進方針
<b>風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等(広報秘書課、経済課)</b>	
<p>○災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという東日本大震災の経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していく必要がある。</p>	<p>○正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信を行う。</p>
<b>企業の事業継続計画(BCP)の策定促進【再掲⇒2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)】(地域安全課、経済課)</b>	

## 5章 計画の推進

### 5.1 進捗管理

---

本計画は、本市における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針となるべきものである。したがって、強靱化の具体的な取組については、市地域防災計画等の当該取組が位置付けられたそれぞれの計画等のもとで、着実に推進していくものとする。

個別の事業・施策の進捗や重要業績指標(KPI)を確認した上で、事前に備えるべき8つの目標及びそれぞれのリスクシナリオごとの進捗状況を毎年度、確認・評価し、改善に努めることにより、本市の強靱化を着実に推進していくものとする。

なお、別紙2重要業績指標(KPI)及び別紙3個別の事業一覧については、毎年進捗管理と合わせ見直し、本市における新たな取組等についても、都度追加、修正等を行っていく。

### 5.2 計画の見直し

---

国や都の動向、基本構想・基本計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行う。また、本計画は、他の分野別計画における国土強靱化に関する指針となるため、他の計画の見直し及び修正等において、本計画と整合を図るものとする。

## 別紙 1 施策一覧

4章でとりまとめた施策の一覧である。施策の記載順は4章にて初掲載した順番であり、施策ごとの担当課は行政機構図順に記載している。

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
1	公共建築物の耐震化	企画政策課、総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館	一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理計画、耐震改修促進計画、スポーツ推進計画、地域防災計画、公共施設等総合管理計画、清掃関連施設整備基本計画	1-1)、2-4)、2-5)
2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化	まちづくり推進課	地域防災計画、耐震改修促進計画、住宅マスタープラン	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
3	学校施設の老朽化対策	庶務課	明日の小金井教育プラン、学校施設長寿命化計画	1-1)、2-5)
4	高齢者施設等の耐震化・老朽化対策等	介護福祉課		1-1)
5	既存公営住宅ストック改善	まちづくり推進課	市営住宅長寿命化計画、住宅マスタープラン	1-1)
6	住宅建築物の耐震化	まちづくり推進課	地域防災計画、障害者計画・障害福祉計画、住宅マスタープラン、耐震改修促進計画	1-1)
7	民間建築物の耐震化の普及啓発	地域安全課、まちづくり推進課、建築営繕課	地域防災計画、耐震改修促進計画、住宅マスタープラン	1-1)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
8	耐震診断・補強設計に適した設計者・工務店に関する情報の提供	まちづくり推進課	地域防災計画、耐震改修促進計画、住宅マスタープラン	1-1)
9	市有建築物及び民間建築物の天井等落下物の安全化	総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、建築営繕課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館	一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理計画、耐震改修促進計画、地域防災計画、清掃関連施設整備基本計画	1-1)、2-4)、2-5)
10	市有施設内の安全対策推進	総務課、地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、経済課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、交通対策課、区画整理課、庶務課、指導室、生涯学習課、図書館、公民館	一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理計画、耐震改修促進計画、図書館基本計画、地域防災計画、清掃関連施設整備基本計画	1-1)、2-4)、2-5)
11	道路施設の安全化	道路管理課、交通対策課	地域防災計画	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
12	保育園等における災害対策	保育課	地域防災計画、すこやか保育ビジョン	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-5)



No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
13	倒木の発生防止	総務課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、道路管理課、交通対策課、学務課、生涯学習課、図書館、公民館	みどりの基本計画、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画、清掃関連施設整備基本計画	1-1)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
14	避難路の通行確保対策	地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、学務課	無電柱化推進計画、耐震改修促進計画、地域防災計画、住宅マスタープラン	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)
15	公共施設におけるブロック塀等の安全対策	企画政策課、総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、ごみ対策課、自立生活支援課、健康課、保育課、児童青少年課、建築営繕課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館	一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理計画、都市計画マスタープラン、耐震改修促進計画、地域防災計画	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
16	民間施設におけるブロック塀等の安全対策	地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課	地域防災計画、耐震改修促進計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
17	屋外広告物に対する規制	道路管理課	地域防災計画、耐震改修促進計画	1-1)
18	エレベーターの防災対策の推進	地域安全課、管財課、まちづくり推進課	地域防災計画、耐震改修促進計画、住宅マスタープラン	1-1)
19	家具転倒防止器具等取付の推進	介護福祉課	介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	1-1)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
20	空家等の利活用	まちづくり推進課	空家等対策計画、住宅マスタープラン	1-1)、1-2)、7-1)
21	空家等の適正管理の促進	地域安全課、環境政策課、ごみ対策課、道路管理課	空家等対策計画	1-1)、1-2)、7-1)
22	特定空家等への対応	地域安全課	空家等対策計画	1-1)、1-2)、7-1)
23	市街地整備の推進	都市計画課、まちづくり推進課	都市計画マスタープラン、地域防災計画	1-1)、1-2)、1-3)、7-1)
24	都市空間の防災ネットワーク形成	地域安全課	地域防災計画、都市計画マスタープラン	1-1)、1-2)、2-1)、7-1)
25	みどりのネットワーク形成	環境政策課	みどりの基本計画、都市計画マスタープラン、耐震改修促進計画、地域防災計画	1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-1)、7-2)
26	避難道路の整備	地域安全課、環境政策課、まちづくり推進課、道路管理課	地域防災計画、住宅マスタープラン	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)
27	無電柱化の促進	都市計画課、道路管理課	地域防災計画、耐震改修促進計画、都市計画マスタープラン、無電柱化推進計画	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、4-1)、4-2)、4-3)、5-1)、5-2)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
28	オープンスペースの整備	地域安全課、環境政策課	地域防災計画、みどりの基本計画、公園等整備基本方針、都市計画マスタープラン	1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、7-1)、8-4)
29	総合防災訓練の実施	地域安全課	地域防災計画、生涯学習推進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略	1-1)、1-2)、2-1)、2-2)、2-3)、2-5)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
30	合同防災訓練の実施	地域安全課	地域防災計画	1-1)、1-2)、 2-1)、2-2)、 2-3)、2-5)
31	都総合防災訓練への参加	地域安全課	地域防災計画	1-1)、1-2)、 2-1)、2-2)、 2-3)、2-5)
32	避難場所の整備	地域安全課	地域防災計画、都市計画マスタープラン	1-1)、1-2)、 7-1)
33	教育施設の安全対策	児童青少年課、庶務課、学務課、指導室	地域防災計画	1-1)、1-2)、 1-3)、1-4)、 7-1)
34	建築物の応急危険度判定等の体制整備	建築営繕課	地域防災計画、耐震改修促進計画	1-1)
35	消防団の活動体制の充実	地域安全課	男女共同参画行動計画、地域防災計画	1-1)、1-2)、 1-3)、1-4)、 2-2)、7-1)
36	自主防災組織の活性化	地域安全課	地域防災計画、生涯学習推進計画	1-1)、1-2)、 1-3)、1-4)、 2-2)、2-5)、 7-1)
37	大学と自主防災組織の連携強化	地域安全課	地域防災計画	1-1)、1-2)、 1-3)、1-4)、 2-2)、7-1)
38	マンション管理組合における防災対策の支援	地域安全課、まちづくり推進課	都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン	1-1)
39	避難情報の発令基準の整備	地域安全課	地域防災計画	1-1)、1-2)、 1-3)、1-4)
40	緊急地震速報の館内放送導入検討	地域安全課	地域防災計画	1-1)
41	事業者における施設内防災対策	経済課	地域防災計画	1-1)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
42	防災広報の充実	地域安全課、都市計画課	環境行動指針、住宅マスタープラン、耐震改修促進計画、地域防災計画	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)
43	外国人住民への防災知識の普及	地域安全課、コミュニティ文化課	地域防災計画	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)
44	木密住宅密集市街地の解消と拡大抑止	都市計画課、まちづくり推進課	都市計画マスタープラン	1-2)、2-2)、7-1)
45	防火地域・準防火地域等の指定拡大	都市計画課	地域防災計画	1-2)、7-1)
46	延焼遮断帯の形成	都市計画課	地域防災計画、都市計画マスタープラン	1-2)、7-1)
47	農地等の保全管理	経済課、農業委員会	地域防災計画、みどりの基本計画、都市計画マスタープラン、農業振興計画	1-2)、2-1)、5-6)、7-1)、7-5)
48	狭あい道路の解消促進	都市計画課、まちづくり推進課、道路管理課	都市計画マスタープラン	1-2)、2-2)、7-1)
49	消防水利の確保	地域安全課	地域防災計画	1-2)、7-1)
50	市職員に対する防災教育の充実	地域安全課	地域防災計画	1-2)、2-2)、3-2)、7-1)
51	大規模地震時の電気火災対策の推進	地域安全課	地域防災計画	1-2)、7-1)
52	総合的な治水対策	環境政策課、下水道課、都市計画課	公共下水道プラン、地域防災計画	1-3)、6-5)、7-3)
53	都市部における内水浸水対策	下水道課、道路管理課		1-3)、6-5)、7-3)
54	下水道の整備	下水道課	公共下水道プラン	1-3)、6-3)、6-5)、7-3)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
55	雨水流出抑制対策の推進	総務課、地域安全課、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、下水道課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、保育課、児童青少年課、まちづくり推進課、道路管理課、交通対策課、庶務課、生涯学習課、図書館、公民館	一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、住宅マスタープラン、公共下水道プラン、地域防災計画、清掃関連施設整備基本計画	1-3)
56	防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策推進	地域安全課	地域防災計画	1-3)
57	水防訓練の実施	地域安全課	地域防災計画	1-3)
58	タイムラインの運用	地域安全課	地域防災計画	1-3)、1-4)
59	浸水予想区域の要配慮者利用施設及び地下街等の把握と避難体制の確立	地域安全課	地域防災計画	1-3)、1-5)
60	自主避難の促進	地域安全課	自主避難所運営マニュアル	1-3)、1-4)
61	水害対策の普及啓発	地域安全課	地域防災計画	1-3)
62	急傾斜地崩壊危険箇所での安全化	地域安全課	地域防災計画	1-4)
63	がけ・よう壁安全対策	地域安全課、まちづくり推進課	耐震改修促進計画、地域防災計画	1-4)、6-5)、7-3)
64	宅地造成工事規制区域での安全化	まちづくり推進課	地域防災計画	1-4)、6-5)、7-3)
65	土砂災害に対する警戒避難体制の整備	地域安全課	地域防災計画	1-4)
66	被災宅地危険度判定等の体制整備	まちづくり推進課	耐震改修促進計画、住宅マスタープラン	1-4)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
67	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	地域福祉課	地域福祉計画	1-5)
68	社会福祉施設等における防災力の向上	地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課	地域防災計画	1-5)
69	高齢者を見守る地域のネットワーク等の有効利用	地域福祉課、介護福祉課	介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画、地域防災計画、地域福祉計画	1-5)
70	介護職員宿舎借上支援事業の推進	介護福祉課	介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	1-5)
71	要配慮者等に配慮した情報提供方法の構築	地域安全課	地域防災計画	1-5)、4-3)
72	障がいのある人に配慮した防災システム整備	地域福祉課、自立生活支援課	障害者計画・障害福祉計画	1-5)
73	防災設備の外国語表記推進	地域安全課	地域防災計画	1-5)
74	物資輸送体制の整備	地域安全課	地域防災計画	2-1)
75	応急給水体制の確保	地域安全課	地域防災計画	2-1)、6-2)
76	燃料油供給体制の整備	地域安全課	地域防災計画	2-1)、2-5)、3-2)
77	備蓄スペースの確保	企画政策課、地域安全課、庶務課	地域防災計画	2-1)
78	自助・共助・公助による備蓄物資の確保	地域安全課	地域防災計画	2-1)
79	小中学校における生徒用の備蓄検討	学務課	地域防災計画	2-1)
80	停電時の対応力強化	地域安全課、管財課	地域防災計画	2-1)、2-5)、3-2)
81	災害派遣部隊受入体制の整備	地域安全課	地域防災計画	2-1)、2-2)、2-3)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
82	他の地方公共団体との協定等の締結	地域安全課	地域防災計画	2-1)、2-2)、2-3)
83	民間事業所等との連携強化	地域安全課	地域防災計画	2-1)、2-3)
84	広域防災拠点の整備	地域安全課	地域防災計画	2-1)、2-2)、2-3)
85	交通の安全と円滑化	管財課、交通対策課		2-1)、2-2)、2-3)、7-2)
86	(仮称)新福社会館災害時機能転換	地域安全課、地域福祉課、健康課	地域防災計画、(仮称)新福社会館建設基本計画	2-1)、2-2)、2-3)
87	企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	地域安全課、経済課	地域防災計画	2-1)、5-1)、5-2)、5-3)、5-4)、5-5)、5-6)、5-7)、6-1)、8-5)
88	生活継続可能な住宅の普及促進	環境政策課	地域防災計画、環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画	2-1)
89	公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保	地域安全課、管財課、庶務課	地域防災計画	2-1)、2-5)、3-2)、4-1)、4-2)、4-3)、6-1)
90	再生可能エネルギーの導入拡大	管財課、環境政策課	環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画	2-1)、2-3)、3-2)、5-2)、6-1)
91	人工呼吸器使用者のための非常用電源の確保・充実	自立生活支援課、介護福祉課、健康課		2-1)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
92	防災拠点となる公共施設の防災機能強化	地域安全課、管財課、コミュニティ文化課、環境政策課、自立生活支援課、介護福祉課、保育課、庶務課、生涯学習課	地域防災計画	2-1)、2-2)、2-3)
93	橋りょうの改修	道路管理課	地域防災計画、橋りょう長寿命化計画	2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
94	緊急輸送ネットワークの整備	地域安全課、都市計画課、道路管理課	地域防災計画	2-1)、2-2)、2-3)、5-1)、5-4)、5-6)、6-4)、7-2)
95	自衛隊との連携強化	地域安全課	地域防災計画	2-2)
96	警察との連携強化	地域安全課	地域防災計画	2-2)、3-1)
97	災害救助法適用に係る被害状況調査体制の整備	地域安全課	地域防災計画	2-2)
98	ヘリサインの整備	地域安全課	地域防災計画	2-2)
99	市内の公共的団体との連携強化	地域安全課	地域防災計画	2-2)
100	ボランティア受入・派遣体制の準備	広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課	地域防災計画	2-2)、2-5)、8-2)
101	災害ボランティア活動拠点の整備	地域福祉課、生涯学習課	地域防災計画	2-2)、2-5)、8-2)
102	地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進	広報秘書課、コミュニティ文化課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、建築営繕課、庶務課	地域防災計画	2-2)、2-5)、8-2)



No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
103	医療救護活動体制の整備	健康課	地域防災計画	2-3)
104	傷病者の搬送体制整備	地域安全課、庶務課	地域防災計画	2-3)
105	災害時における在宅患者への医療提供体制の確立	自立生活支援課、介護福祉課、健康課	地域防災計画	2-3)
106	薬剤師会等との連携強化	健康課	地域防災計画	2-3)
107	医薬品等の備蓄	地域安全課、健康課	地域防災計画	2-3)
108	病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備	地域安全課、健康課	地域防災計画	2-3)、4-1)
109	遺体収容所の整備	地域安全課	地域防災計画	2-3)
110	帰宅困難者対策の推進	地域安全課	地域防災計画	2-4)
111	事業者による計画作成の促進及び一時滞在施設の拡充等	地域安全課	地域防災計画	2-4)
112	帰宅困難者用備蓄の充実化	地域安全課	地域防災計画	2-4)
113	避難所等における健康管理	地域安全課、コミュニティ文化課、庶務課、学務課、生涯学習課、公民館	地域防災計画	2-4)、2-5)
114	駅前滞留者対策協議会の設置	地域安全課	地域防災計画	2-4)
115	「地域の行動ルール」の策定	地域安全課	地域防災計画	2-4)
116	帰宅困難者向け情報提供体制の整備	広報秘書課、情報システム課、地域安全課	地域防災計画	2-4)、4-2)、4-3)
117	帰宅困難者対策の啓発	地域安全課	地域防災計画	2-4)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
118	災害時帰宅支援ステーションの整備	地域安全課	地域防災計画	2-4)
119	避難所運営マニュアルの整備	地域安全課、地域福祉課、庶務課	地域防災計画	2-5)
120	避難所の防災機能向上	地域安全課		2-5)
121	様々な避難者のニーズに対応した物資の確保	地域安全課	地域防災計画	2-5)
122	発災時に備えた地域の実情の把握	地域安全課	地域防災計画	2-5)
123	ペットの受入体制整備	環境政策課、健康課	地域防災計画	2-5)
124	分散避難の誘導強化	地域安全課	避難所開設における感染症対策方針	2-5)、7-6)
125	保健活動チームの体制整備	自立生活支援課、健康課	地域防災計画	2-5)
126	避難者の健康管理体制の強化	自立生活支援課、健康課		2-5)
127	福祉避難所の指定	地域安全課、地域福祉課	地域防災計画	2-5)
128	要配慮者の避難所における支援体制整備	地域安全課、地域福祉課	地域防災計画	2-5)
129	語学ボランティア確保	コミュニティ文化課	地域防災計画	2-5)
130	男女共同参画の推進	地域安全課	地域防災計画、男女共同参画行動計画	2-5)
131	地域の子育てネットワーク整備	子育て支援課	のびゆくこどもプラン 小金井	2-5)
132	小中学校を核とした防災体制の確立	地域安全課、庶務課	地域防災計画	2-5)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
133	避難所の衛生管理対策の促進	地域安全課、環境政策課、健康課、学務課	地域防災計画、避難所開設における感染症対策方針	2-5)、2-6)
134	ごみ処理体制の構築促進	ごみ対策課	地域防災計画	2-5)
135	災害用トイレの整備	地域安全課、下水道課、庶務課	公共下水道プラン、地域防災計画	2-5)
136	し尿処理体制の確立	ごみ対策課	地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画	2-5)
137	避難所となる施設の感染症予防対策	地域安全課、健康課、庶務課、学務課	避難所開設における感染症対策方針	2-6)、7-6)
138	避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理	健康課、学務課		2-6)
139	害虫による感染症の発生・まん延防止	環境政策課		2-6)
140	管路施設の耐震性強化	企画政策課、下水道課、庶務課	公共下水道プラン、地域防災計画	2-6)、6-3)、6-5)、7-3)
141	避難場所における排水機能の確保	下水道課	公共下水道プラン、地域防災計画	2-6)、6-3)
142	下水道 BCP 策定	下水道課		2-6)、6-3)、6-5)、7-3)
143	下水搬出体制の整備	ごみ対策課	環境保全実施計画	2-6)
144	業務継続に必要な体制の整備	地域安全課		3-2)
145	代替庁舎の確保	地域安全課		3-2)
146	庁舎等の ICT 部門の業務継続体制の整備	情報システム課、地域安全課、管財課	新庁舎・(仮称)新福祉会館建設に伴うICT整備方針	3-2)、4-1)
147	会計業務に関する災害時マニュアルの整備等	情報システム課、会計課	事業継続計画	3-2)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
148	災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制	職員課	人材育成基本方針	3-2)
149	危機管理対策本部の初動体制整備	地域安全課	地域防災計画	3-2)
150	図上訓練の実施	地域安全課	地域防災計画	3-2)
151	災害情報を迅速・的確に把握する情報通信手段の整備	地域安全課		3-2)、4-1)、4-3)
152	庁舎機能維持への取組	地域安全課、管財課	地球温暖化対策地域推進計画	3-2)
153	新庁舎建設	企画政策課、管財課	新庁舎建設基本構想、新庁舎建設基本計画	3-2)
154	(仮称)新福祉会館建設	地域福祉課	(仮称)新福祉会館建設基本計画	3-2)
155	応急通信設備の整備	地域安全課	地域防災計画	4-1)、4-2)、4-3)
156	移動系防災行政無線の導入検討	地域安全課	地域防災計画	4-1)、4-2)、4-3)
157	通信の多様化推進	広報秘書課、情報システム課、地域安全課	地域防災計画	4-2)、4-3)
158	固定系防災行政無線のデジタル化実施	地域安全課	地域防災計画	4-2)、4-3)
159	こがねい安全・安心メールの普及	地域安全課	地域防災計画	4-2)、4-3)
160	火山灰対策	地域安全課	地域防災計画	6-6)
161	有害物質の拡散・流出防止対策の推進	環境政策課	地域防災計画	7-4)
162	住宅・建築物のアスベスト対策	企画政策課、環境政策課、健康課、建築営繕課		7-4)
163	市内の空間放射線量の測定	環境政策課	地域防災計画	7-4)

No	施策名	担当課	関係計画	関連リスクシナリオ
164	感染症発生時の対応検討	地域安全課、健康課、学務課	避難所開設における感染症対策方針	7-6)
165	災害対応時の感染防止	健康課、学務課		7-6)
166	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	広報秘書課、健康課		7-6)
167	自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討	地域安全課、健康課		7-6)
168	避難先確保	地域安全課	避難所開設における感染症対策方針	7-6)
169	災害廃棄物の処理体制整備	ごみ対策課	地域防災計画、清掃関連施設整備基本計画	8-1)
170	災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上	ごみ対策課	地域防災計画	8-1)
171	復興の事前準備	都市計画課	地域防災計画、都市計画マスタープラン	8-2)
172	文化財施設における防災対策	生涯学習課	地域防災計画	8-3)
173	地域コミュニティの活性化	広報秘書課	地域防災計画	8-3)
174	地籍調査の実施	道路管理課	都市計画マスタープラン	8-4)
175	応急仮設住宅建設候補地の選定	地域安全課、まちづくり推進課	地域防災計画、住宅マスタープラン	8-4)
176	応急住宅の供与	まちづくり推進課	地域防災計画、住宅マスタープラン	8-4)
177	り災証明書等の作成体制の整備	地域安全課、市民課、資産税課	地域防災計画	8-4)
178	風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	広報秘書課、経済課		8-5)

## 別紙 2 重要業績指標 (KPI)

重要業績指標 (KPI) は、以下のとおりである。当該指標により、事前に備えるべき目標ごとに強靱化の取組の進捗状況を把握、管理していく。

指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
<b>目標 1 直接死を最大限防ぐ</b>									
住宅の耐震化率	まちづくり推進課	%	R2	93.5	R7	おおむね解消	市	6	住宅建築物の耐震化
公共建築物の耐震化率	まちづくり推進課	%	R2	96.4	早期	100	市	1	公共建築物の耐震化
駅周辺整備の進捗率	都市計画課	%	R1	69.4	R7	87	市	23	市街地整備の推進
特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化の総合到達率、区間到達率	まちづくり推進課	%	R2	総合到達率 91.6	R7	総合到達率 99	市/都	2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化
						区間到達率 95%未満の解消			
緑被率	環境政策課	%	R1	30.2	R12	28.0	市/事業者/市民	25	みどりのネットワーク形成
公園・緑地面積	環境政策課	ha	R1	86.86	R12	現状より増加	市/都	28	オープンスペースの整備
雨水浸透マスの設置数(単年度)	下水道課	基	R1	2,044	単年度	2,000	市	55	雨水流出抑制対策の推進

指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
避難行動要支援者の個別支援計画の作成数	地域福祉課	人	R4	20	R8	150	市	67	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実
目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する									
特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化の総合到達率、区間到達率	まちづくり推進課	%	R2	総合到達率 91.6	R7	総合到達率 99	市/都	2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化
						区間到達率 95%未満の解消			
災害などのための備蓄を行っている市民の割合(アンケート)	地域安全課	%	R2	57.1	R7	70	市	78	自助・共助・公助による備蓄物資の確保
燃料電池及び蓄電システムの設置数(単年度)	環境政策課	式	R2	98	単年度	110	市	88	生活継続可能な住宅の普及促進
食糧備蓄充足率	地域安全課	%	R1	77	R6	100	市	78	自助・共助・公助による備蓄物資の確保
直近1年間で防災訓練に参加したことがある市民の割合(アンケート)	地域安全課	%	R1	21	R7	30	市	29	総合防災訓練の実施
消防団員の充足率(数)	地域安全課	人	R1	67	R6	83	市	35	消防団の活動体制の充実

指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
自主防災組織の結成数	地域安全課	組織	R1	29	R7	31	市	36	自主防災組織の活性化
学校施設の長寿命化計画の達成率	庶務課	%	R1	-	R7	11	市	3	学校施設の老朽化対策
避難所開設訓練実施か所数	地域安全課、庶務課	か所	R2	3	R13	14	市	137	避難所となる施設の感染症予防対策
避難所運営協議会の結成数	地域安全課、庶務課	か所	R2	6	R13	14	市	36	自主防災組織の活性化
消毒薬剤の備蓄率	地域安全課	%	R2	100	R7	現状維持	市	137	避難所となる施設の感染症予防対策
<b>目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する</b>									
災害発生時の職員の初期対応マニュアル策定と職員への配布	地域安全課	-	R2	0	R4	策定・配布	市	149	危機管理対策本部の初動体制整備
災害対策本部の代替機能の整備	地域安全課	か所	R2	2	R7	現状維持	市	145	代替庁舎の確保
<b>目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>									
無電柱化推進計画に基づく進捗率	道路管理課	%	R1	0.6	R7	1.5	市	27	無電柱化の促進



指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
新庁舎の電源確保対策	管財課	-	-	-	R6	完了	市	89	公共施設・拠点施設における停電時の電源の確保
市民への情報伝達手段の多様化	広報秘書課、地域安全課	個	R2	7	R5	8	市	157	通信の多様化推進
情報伝達訓練の実施回数/年	地域安全課	回	R2	12	R7	現状維持	市	151	災害情報を迅速・的確に把握する情報通信手段の整備
<b>目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない</b>									
特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化の総合到達率、区間到達率	まちづくり推進課	%	R2	総合到達率 91.6	R7	総合到達率 99	市/都	2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化
						区間到達率 95%未満の解消			
他自治体との災害時における相互応援協定締結状況	地域安全課	か所	R2	5	R7	現状維持	市	82	他の地方公共団体との協定等の締結
<b>目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</b>									
燃料電池及び蓄電システムの設置数(単年度)	環境政策課	式	R2	98	単年度	110	市	88	生活継続可能な住宅の普及促進
震災対策用井戸数	地域安全課	か所	R1	38	R12	現状維持もしくは増加	市	75	応急給水体制の確保

指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
ストックマネジメント計画により抽出された管きよ更生工事実施率 (管きよ更生工事実施延長(km)/管きよ更生工事必要延長(km))	下水道課	%	R2	0	R6	100	市	54	下水道の整備
重要路線等の耐震化率 (耐震化済管路延長/耐震化対象路線の管路延長)	下水道課	%	R2	31	R6	47	市	140	管路施設の耐震性強化
無電柱化推進計画に基づく進捗率	道路管理課	%	R1	0.6	R7	1.5	市	27	無電柱化の促進
<b>目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>									
駅周辺整備の進捗率	都市計画課	%	R1	69.4	R7	87	市	23	市街地整備の推進
特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化の総合到達率、区間到達率	まちづくり推進課	%	R2	総合到達率 91.6	R7	総合到達率 99 区間到達率 95%未満の解消	市/都	2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化
無電柱化推進計画に基づく進捗率	道路管理課	%	R1	0.6	R7	1.5	市	27	無電柱化の促進
避難所の指定数	地域安全課	か所	R2	16	R7	18	市	168	避難先確保

指標名	担当課	単位	基礎値		目標値		事業主体	関連施策	
			年度	値	年度	値		No	施策名
消毒薬剤の備蓄率	地域安全課	%	R2	100	R7	現状維持	市	137	避難所となる施設の感染症予防対策
目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する									
初動期の災害廃棄物処理体制の構築	ごみ対策課	%	R4	0	R9	100	市	169	災害廃棄物の処理体制整備
自主防災組織の結成数	地域安全課	組織	R2	29	R7	31	市	36	自主防災組織の活性化

### 別紙 3 個別の事業

施策に紐づく個別の事業は以下のとおりである。

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
1	公共建築物の耐震化	スポーツ施設の耐震化	生涯学習課	市のスポーツ施設は、屋内施設として、総合体育館、栗山公園健康運動センター、一中クラブハウスがある。総合体育館は平成元年4月、栗山公園健康運動センターは平成6年10月に開設され、総合体育館は平成23年度から5年間の実施計画による大規模改修を行ったが、老朽化による修繕等が毎年発生している。栗山公園健康運動センターについても、今後、計画的な改修が必要である。公共施設等総合管理計画に基づき、市民がより使いやすい安全で快適な施設となるよう整備を進めていく。	1-1)、 2-4)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
2	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化	緊急輸送道路沿道の沿道建築物の耐震化	まちづくり推進課	<p>市民の生命・財産等を守るため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を推進する。</p> <p>○倒壊の危険性が高い建築物(Is 値が 0.3 未満相当の建築物)の耐震改修等を段階的な耐震改修等により促進し、特定緊急輸送道路の通行機能を早期に改善する。</p> <p>○特定緊急輸送道路に係る沿道建築物については、都が掲げる令和7年度末までに「総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消」に寄与するため、都と連携して耐震性が不十分な建築物の所有者に対し、耐震化への働きかけを行う。</p> <p>○特定緊急輸送道路沿道建築物については、東京都と連携して耐震改修促進法に基づく指導、助言及び指示等を建物所有者へ行い、耐震化の啓発を行う。</p> <p>○補強に係る費用や工事の影響などについて比較・検討を行い、設計に生かすための改修計画の作成を支援するため、都と連携し、建築の専門家のアドバイザーを派遣する。</p> <p>■国補助事業: 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(国土交通省)</p> <p>■都補助事業: 東京都緊急輸送道路建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱(都市整備局市街地建築部建築企画課)</p>	1-1)、 2-1)、 2-2)、 2-3)、 5-1)、 5-4)、 5-6)、 6-4)、 7-2)
3	学校施設の老朽化対策	学校施設長寿命化計画	庶務課	<p>小金井市学校施設長寿命化計画に基づき老朽化した施設の建替え、改修、修繕を計画的に実施するとともに、教育環境の充実と防災機能の強化を図る。</p> <p>■国補助事業: 学校施設環境改善交付金(文部科学省)、公立学校施設整備費負担金(文部科学省)</p> <p>■実施主体: 市</p>	1-1)、 2-5)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
3	学校施設の老朽化対策	学校施設整備事業	庶務課	定期的な点検や検査等を踏まえた施設改修や設備更新等を行うとともに、施設の環境・機能を改善するための整備を行う。 ■国補助事業:学校施設環境改善交付金(文部科学省) ■実施主体:市	1-1)、 2-5)
3	学校施設の老朽化対策	小中学校トイレ整備事業	庶務課	老朽化している小中学校校舎等のトイレ改修を行う。また、学校及び避難所としてのトイレ環境・機能を確保するための整備を行う。 ■国補助事業:学校施設環境改善交付金(文部科学省) ■実施主体:市	2-5)
4	高齢者施設等の耐震化・老朽化対策等	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	介護福祉課	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、施設及び設備等の整備を実施する事業所に補助金を交付する。 ■国補助事業:地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ■実施主体:市	1-1)
5	既存公営住宅ストック改善	公営住宅ストック総合改善事業	まちづくり推進課	公営住宅の効率的・効果的な修繕・補修を進めるため、公営住宅等整備事業を推進する。建設後30年以上が経過した市営住宅を、安全で安心して暮らせる住まいとして確保していくため、修繕、改善などの長期的な維持管理と住宅ストックの改善を図る。 ■国補助事業:地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業)(国土交通省) ■事業実施期間:令和38年度まで ■市営住宅35戸の計画修繕の実施 ■屋上防水、外壁塗装等の大規模修繕等の計画的実施	1-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
6	住宅建築物の耐震化	木造住宅耐震診断・改修助成事業	まちづくり推進課	市民の生命・財産等を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。木造住宅の耐震化に向けた診断、改修費用の一部を助成する。 ■国補助事業:住環境整備事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)(国土交通省) ■都補助事業:東京都戸建住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱	1-1)
6	住宅建築物の耐震化	木造住宅耐震化普及啓発事業	まちづくり推進課	市民の生命・財産等を守るため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。木造住宅の耐震化の普及啓発等を行う。 ■国補助事業:地域住宅計画に基づく事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)(国土交通省) ■都補助事業:東京都区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業補助金交付要綱	1-1)
9	市有建築物及び民間建築物の天井等落下物の安全化	市民交流センターの天井等落下物の安全化	コミュニティ文化課	市民交流センターにおいて、大ホールが特定天井に該当し、対応を図る。	1-1)、 2-4)
10	市有施設内の安全対策推進	本町高齢者在宅サービスセンターの修繕	介護福祉課	本町高齢者在宅サービスセンターについては、外壁全体にタイルの浮き、ひび割れ等が散見されるため、計画的に修繕を実施する。	1-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
10	市有施設内の安全対策推進	児童館環境整備事業	児童青少年課	<p>「公共施設等総合管理計画」に基づく「児童館修繕計画」において、老朽化による設備破損に伴う事業の中断を避け、児童館事業を安全かつ快適に実施するため中～大規模修繕を行う。</p> <p>■国補助事業:次世代育成支援対策施設整備交付金(厚生労働省)</p> <p>■都補助事業:児童館環境整備事業補助金</p> <p>■箇所:児童館(含む併設学童保育所)</p> <p>■実施主体:市</p>	1-1)
10	市有施設内の安全対策推進	図書館の点検、改修	図書館	<p>図書館本館について、耐震性は確保しているが、築45年を経過した建築物であることから、内壁や設備を含めて定期的に点検を行い、必要に応じて修繕、改修を行う。図書館敷地内のブロック塀については、現状特に劣化等は確認できないが、設置後10年が経過しているため、職員による定期的な点検を行う。図書館内の側溝を定期的に清掃するなど降雨による被害の対策に取り組む。</p>	1-1)
10	市有施設内の安全対策推進	公民館の改修・長寿命化	公民館	<p>施設の老朽化、設備の老朽化が進んでいるため、計画的な改修によって施設の長寿命化を図る。</p>	1-1)、 2-4)
13	倒木の発生防止	倒木の発生防止(美術の森緑地の樹木管理)	コミュニティ文化課	<p>近年気象状況の悪化が著しいことから緊急に剪定を行い台風等の倒木による、近隣被害や、有形登録文化財建造物への被害が大きくなるよう対応を図る。</p> <p>また、緑地全体として古木が多いことから、寿命の尽きた枝が時間と場所を選ばず落下してくる。樹木自体が大きいため落枝してくる枝も、中低木程度の太さとなっており、大きな事故にはつながりかねない。市民が安全に緑地内を散策ができるよう、定期的な剪定作業の実施を図る。</p>	1-1)、 1-3)



関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
14	避難路の 通行確保 対策	自転車 対策	交通対 策課	放置自転車等を無くすため、自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去を行う。	1-1)、 1-2)、 1-3)、 1-4)
16	民間施設 における ブロック 塀等の安 全対策	ブロック 塀等改 修助成 事業	まちづ くり推 進課	避難路・通学路等の安全確保を進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。避難路・通学路等の危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成する。また、撤去に向けての普及啓発等を行う。 ■国補助事業:地域住宅計画に基づく事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)(国土交通省) ■都補助事業:東京都ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付要綱	1-1)、 2-1)、 2-2)、 2-3)、 5-1)、 5-4)、 5-6)、 6-4)、 7-2)
19	家具転倒 防止器具 等取付の 推進	家具転 倒防止 器具等 取付事 業	介護福 祉課	65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対し、震災時に居宅内の家具が転倒するなどの二次被害から危険を回避するため、家具転倒防止器具等の取付を行い高齢者世帯の在宅生活を支援する。 ■都補助事業:高齢社会対策区市町村包括補助事業 ■実施主体:市	1-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
20	空家等の 利活用	空き家利 活用事 業	まちづ くり推 進課	<p>市民の生命・財産等を守るため住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。</p> <p>○適切な管理が行われないことにより生じる空家等の問題を周知し、居住段階から空家等としないように備えることの必要性を啓発する。</p> <p>○住宅を資産として活用する方法や、住宅を長期間にわたって使う方法等について情報提供を行うことにより、空家等を発生させにくい環境づくりを進める。</p> <p>○資産活用に対する情報提供や相談機会の充実など、賃貸・売買に際しての後方支援を行うことにより、空家等の円滑な市場流通や地域活性化に資する空家等の有効活用を促進する。</p> <p>○住民等からの空家等に関する様々な相談に応じる機会を充実させ、空家等の発生予防や空家等の適正管理、空家等の利活用の促進など、空家等対策の全体にわたって、情報提供及び助言等の必要な支援を行う。</p> <p>■国補助事業：地域住宅計画に基づく事業(国土交通省)</p> <p>■都補助事業：空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱</p>	1-1)、 1-2)、 7-1)
21	空家等の 適正管理 の促進	空家等の 適正管 理の促進	地域安 全課、 環境政 策課、 ごみ対 策課、 道路管 理課	<p>管理が不十分な老朽空家等については、適正な管理の啓発や必要な情報の提供を図る。</p>	1-1)、 1-2)、 7-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
22	特定空家等への対応	特定空家等への対応	地域安全課	適正に管理されておらず、近隣住民に危険を及ぼす空家等は、特定空家等に認定し、所有者による改修や除却の促進を図る。	1-1)、 1-2)、 7-1)
23	市街地整備の推進	市街地再開発事業	まちづくり推進課	地震等の災害に対して被災危険性の高い密集市街地等の整備、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために市街地再開発事業を推進する。 ■国補助事業:住環境整備事業(国土交通省) ■東京都市街地再開発事業交付金交付要綱	1-1)、 1-2)、 1-3)、 7-1)
23	市街地整備の推進	住宅市街地総合整備事業	まちづくり推進課	既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図りつつ良質な住宅市街地の形成を推進するため、住宅市街地総合整備事業により住宅市街地の再生・整備を総合的に推進する。 ■国庫補助事業:住宅市街地総合整備事業(国土交通省) ■東京都防災密集地域総合整備事業制度要綱、東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱	1-1)
23	市街地整備の推進	優良建築物等整備事業	まちづくり推進課	市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るため、優良建築物等整備事業を推進する。空地の確保や土地利用の共同化、高度化に寄与する優れた建築物等の整備を推進する。 ■国庫補助事業:住環境整備事業(国土交通省) ■東京都都市居住再生促進事業補助金交付要綱	1-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
27	無電柱化の促進	無電柱化推進計画事業	都市計画課	<p>東京都無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を実施することで、災害時の救助活動の円滑化など都市防災機能の一層の向上を図る。</p> <p>■国補助事業:無電柱化推進計画事業補助制度補助金(国土交通省)</p> <p>■都補助事業:市町村土木費補助金</p> <p>■事業実施期間:平成24年～令和5年</p> <p>■箇所(区間):小金井市東町三丁目、梶野町一丁目、梶野町五丁目</p> <p>■実施主体:市</p>	1-1)、 2-1)、 2-2)、 2-3)、 4-1)、 4-2)、 4-3)、 5-1)、 5-2)、 5-4)、 5-6)、 6-4)、 7-2)
27	無電柱化の促進	無電柱化推進事業	道路管理課	<p>小金井市無電柱化推進計画に基づき、無電柱化の必要性や効果の早期発現等を総合的に評価し、整備効果の高い路線等を優先的に整備を行う。</p> <p>■国補助事業:社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金事業、無電柱化推進計画事業補助</p> <p>■都補助事業:区市町村無電柱化事業、無電柱化チャレンジ支援事業</p> <p>■実施主体:市</p>	1-1)、 2-1)、 2-2)、 2-3)、 4-1)、 4-2)、 4-3)、 5-1)、 5-2)、 5-4)、 5-6)、 6-4)、 7-2)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
35	消防団の活動体制の充実	消防団の充実・強化	地域安全課	<p>○災害現場における消防団員の安全を確保し、消防団活動が迅速かつ効果的に行えるよう、消防団装備の基準に基づき、消防団装備品について整備を行う。</p> <p>○消防団活動に必要な消防ポンプ自動車について、老朽化したものから順次更新を行う。</p> <p>■国補助事業:消防団設備整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金</p>	1-1)、 1-2)、 1-3)、 1-4)、 2-2)、 7-1)
44	木密住宅密集市街地の解消と拡大抑制	密集市街地総合防災事業	まちづくり推進課	<p>耐震性・耐火性の低い木造密集地については、密集の解消等都市基盤整備を図る必要があるため、密集市街地総合防災事業を推進する。</p> <p>■国庫補助事業:密集市街地総合防災事業(国土交通省)</p> <p>■東京都防災密集地域総合整備事業補助金交付要綱</p>	1-1)、 2-2)、 7-1)
47	農地等の保全管理	都市農地保全支援プロジェクト	経済課	<p>農地の多面的機能を一層発揮させるための施設整備(市民農園、防災兼用農業用井戸(非常時を想定した発電機器等を含む)、防災協力農地掲示板、案内板の設置など)や農地保全の理解促進に向けた取組(農地防災マップなど)に対してハード・ソフト両面から支援する補助事業。</p> <p>■都補助事業:都市農地保全支援プロジェクト</p> <p>■事業実施期間:平成26年度から令和5年度まで</p> <p>■実施主体:市、農地所有者等</p>	1-2)、 2-1)、 5-6)、 7-1)、 7-5)
49	消防水利の確保	消防水利の確保	地域安全課	<p>震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、小金井市宅地開発等指導要綱により防火水槽等の確保を積極的に推進する。</p> <p>■国補助事業:消防防災施設整備費補助金</p>	1-2)、 7-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
54	下水道の整備	公共下水道ストックマネジメント事業	下水道課	下水道施設全体を対象に計画的な点検・調査及び修繕・改築を行う。	1-3)、 6-3)、 6-5)、 7-3)
64	宅地造成工事規制区域の安全化	宅地耐震化推進事業	まちづくり推進課	危険度の高いよう壁の耐震化を図るために、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。宅地耐震化を推進するために、宅地内のよう壁の耐震診断を支援する。 ■国庫補助事業:住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省) ■東京都宅地耐震化推進事業(がけ・擁壁対策)補助金交付要綱	1-4)、 6-5)、 7-3)
67	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	避難行動要支援者個別支援計画策定事業	地域福祉課	災害対策基本法、地域防災計画及び避難行動要支援者支援実施要綱に基づき作成している避難行動要支援者名簿登録者のうち、急傾斜地崩壊危険個所にお住まいの方、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の方等の個別避難計画を策定する。(地方交付税措置) ■事業実施期間:通年 ■実施主体:市	1-5)
70	介護職員宿舎借上支援事業の推進	介護職員宿舎借上支援事業	介護福祉課	市内に所在する介護サービスを提供する地域密着型サービス事業所等における、介護職員の宿舎の借り上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。 ■都補助事業:高齢社会対策区市町村包括補助事業 ■実施主体:市	1-5)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
77	備蓄スペースの確保	備蓄スペースの拡充	地域安全課	<p>○公共施設の建替や改修に伴い倉庫設置や防災拠点の整備等を行い、避難所となる学校の余裕教室の活用等も含め備蓄倉庫等の確保を進めていく。</p> <p>○分譲マンション等の大規模開発事業においては、開発事業者に備蓄倉庫等の確保を求め、管理組合や地域住民、自主防災組織による防災備蓄を促進する。</p> <p>■国補助事業:消防防災施設整備費補助金</p>	2-1)
83	民間事業所等との連携強化	民間事業所等との災害協定	地域安全課	<p>災害時に物資供給や医療サービスの確保に向けた応援体制を速やかに構築できるよう、ノウハウやスキルを有する民間事業所等との連携強化を図るため、災害協定の締結を推進する。</p>	2-1)、 2-3)
86	(仮称)新福祉社会館災害時機能転換	(仮称)新福祉社会館災害時機能転換	地域安全課、地域福祉課、健康課	<p>災害時における(仮称)新福祉社会館の各機能を以下へ転換する想定である。</p> <p>災害対策用スペース 災害ボランティアセンター本部 医療救護活動拠点、災害薬事センター等</p>	2-1)、 2-2)、 2-3)
93	橋りょうの改修	橋りょう長寿命化事業	道路管理課	<p>橋りょう長寿命化計画に基づき、道路交通の「安全性」「信頼性」の確保、「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を図るため計画的に修繕を行っていく。</p> <p>■国補助事業:道路メンテナンス事業補助 ■都補助事業:市町村土木補助事業 ■実施主体:市</p>	2-1)、 2-2)、 2-3)、 5-1)、 5-4)、 5-6)、 6-4)、 7-2)
113	避難所等における健康管理	公民館の空調設備の改修	公民館	<p>一時滞在施設である公民館東分館及び防災拠点である公民館緑分館について、老朽化が著しい空調設備の改修により、室内環境(温湿度等)を適正に保ち、劣悪な環境下で健康を害することがないようにする必要がある。</p>	2-4)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
113	避難所等における健康管理	公民館の老朽化したトイレの改修、バリアフリー化	公民館	一時滞在施設である公民館東分館及び防災拠点である公民館緑分館について、老朽化したトイレを改修し、バリアフリー化を進める。	2-4)
131	地域の子育てネットワーク整備	子育て支援ネットワーク	子育て支援課	保育所、幼稚園、子育てサークル、NPO などの子育て支援団体との協働によるネットワークを作り、相互援助と情報発信を行う。	2-5)
131	地域の子育てネットワーク整備	子育てグループへの活動支援	子育て支援課	市内の自主的な子育てグループなどのネットワーク化を図りながら、活動への支援を行う。	2-5)
131	地域の子育てネットワーク整備	子ども家庭支援センター等整備事業((仮称)新福祉社会館建設事業)	子育て支援課	<p>「(仮称)新福祉社会館建設基本計画」に基づき、地域共生社会を実現するための拠点として保健福祉の総合的支援の充実を図るため、子育て・子育て支援機能である子ども家庭支援センター(親子遊びひろば含む)、ファミリー・サポート・センターを設置する。</p> <p>■国補助事業:次世代育成支援対策施設整備交付金(厚生労働省)</p> <p>■都補助事業:子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金</p> <p>■箇所(区間):子ども家庭支援センター(子供家庭総合支援拠点)、同センター親子遊びひろば(地域子育て支援拠点)、利用者支援事業(基本型)、ファミリー・サポート・センター</p> <p>■実施主体:市</p>	2-5)



関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
133	避難所の衛生管理対策の促進	避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進	健康課	トイレ等の住環境の悪化による避難所での感染症の流行や、静脈血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。	2-5)
140	管路施設の耐震性強化	総合地震対策事業	下水道課	重要な幹線等である下水道施設の耐震診断及び施設の耐震化を行い、避難所にマンホールトイレを設置する。	2-6)、 6-3)、 6-5)、 7-3)
147	会計業務に関する災害時マニュアルの整備等	会計課業務BCP訓練	情報システム課、会計課	指定金融機関業務BCP連絡訓練に合わせて、会計課における緊急時の業務継続計画(BCP)の実施訓練を行う。	3-2)
148	災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制	災害時の職員ケア体制に係る情報収集	職員課	災害時の職員ケア体制の構築に向けて、平時から他自治体の先進事例等について情報収集を図る。	3-2)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
154	(仮称)新 福祉会館 建設	(仮称) 新福祉 会館建 設	地域福 祉課	(仮称)新福祉会館は、新庁舎との多機能・複合 化施設として建設する。なお、(仮称)新福祉会 館内の機能については、以下のとおりの想定で ある。 ■保健センター、子ども家庭支援センター、ファ ミリー・サポート・センター、福祉共同作業所、シ ルバー人材センター、悠友クラブ連合会 ■ボランティア・市民活動センター、(仮称)市民 協働支援センター、活動スペース ■福祉総合相談窓口(自立相談サポートセンタ ー)、権利擁護センター、障害者就労支援センタ ー、福祉サービス苦情調整委員事務局 ■社会福祉協議会	3-2)
155	応急通信 設備の整 備	防災拠 点に指定 された施 設のWi- Fi環境 の整備	地域安 全課	防災拠点に指定された施設について、Wi-Fi環 境の整備を行う。	4-1)、 4-2)、 4-3)
169	災害廃棄 物の処理 体制整備	災害廃 棄物処 理初動マ ニュアル の整備	ごみ対 策課	今後発生が予想される自然災害による被害を抑 止・軽減するための災害予防、発生した災害廃 棄物の処理を適正かつ迅速に行うための応急対 策、復旧・復興対策を円滑に実施するための体 制構築に資することを目的としたマニュアル。	8-1)

関連施策		事業名	担当課	事業概要	関連 リスク シナリオ
No	施策名				
169	災害廃棄物の処理体制整備	清掃関連施設整備	ごみ対策課	<p>不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図る。新設する清掃関連施設については、構造体はⅡ類(耐震基準 1.25)、建築非構造部材は A 類、建築設備及びプラント機器は甲類として設計する。また、ブロック塀ではなくネットフェンスを採用する。降雨による浸水被害を防止するため、計画降雨強度は 65mm/h 対応とする。</p> <p>小金井市地域循環型社会形成推進地域計画の P11、P17 参照</p>	8-1)
174	地籍調査の実施	地籍調査事業	道路管理課	<p>国土調査法に基づき、都市開発事業や公共事業の円滑化・迅速化及び安心できる土地取引の基礎づくりを進めていくことができるように、地籍整備の推進を図る。</p> <p>■国庫補助事業:地籍整備推進調査費補助 ■都費補助事業:地籍整備推進調査事業 ■事業主体:市</p>	8-4)